

**東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る  
審査及び検査の改善に向けた検討（第5回）  
～東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特  
定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則等の改正～**

令和8年2月18日  
原子力規制庁

**1. 趣旨**

本議題は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則等に関する意見公募において提出された意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方についての了承を諮るとともに、当該規則等の改正の決定について付議するものである。

併せて、当該規則の改正に伴い改正が必要となる東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（以下「実施計画検査実施要領」という。）の改正内容等についても了承を諮るものである。

**2. 経緯**

令和7年度第47回原子力規制委員会（令和7年12月10日）において、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る審査及び検査の改善のため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則等に関する意見公募の実施が了承され、意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

**①対象**

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年四月原子力規制委員会告示第三号）の改正案

②実施期間：令和7年12月11日から令和8年1月9日まで（30日間）

③実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

④提出意見：意見公募対象に関するもの 11件<sup>1</sup>

意見公募対象ではないものに対する科学的・技術的な御意見  
3件

<sup>1</sup> 提出意見数は総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において提出意見に該当しないと判断されるものは3件であった。

### 3. 提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

意見公募対象に関する提出意見に対する考え方を別紙1のとおり了承いただきたい。

なお、意見公募対象でない「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領～審査事例集～（案）」に対する科学的・技術的な御意見も受領しており、それに対する考え方は別紙2のとおり。

### 4. 規則等の改正（委員会決定事項）

別紙3の「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）」（以下「改正規則」という。）及び別紙4の「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年四月原子力規制委員会告示第三号）の改正案」（以下「改正告示」という。）について決定いただきたい。

### 5. 関連内規の改正（委員会了承事項）

改正規則に合わせて改正が必要となる実施計画検査実施要領の改正内容は以下のとおり。

- 検査の種別を、使用前検査、保安検査、核物質防護検査及びその他の検査の4種類とする。
- 使用前検査の申請内容に溶接に係るものが含まれる場合、使用前検査の一部として溶接に係る確認を実施する。また、使用前検査において、工事が、品質保証等の実施計画で認可されている保安措置等に従って行われていることを確認する。
- 施設定期検査で確認していた原子炉施設の性能を、保安検査における事業者の施設管理の実施状況において確認する。

また、原子力規制検査の運用とより整合させるため、実施計画検査でのみ行っている検査の基本方針の策定等の検査計画に関連する手続きを、年間の検査結果の報告に合わせて次年度の検査計画の了承を得る原子力規制検査と同様の手続きへと変更する。

以上の改正内容を反映した実施計画検査実施要領の改正案を別紙5のとおり作成したので、了承いただきたい。

なお、改正規則により「運転上の制限」が「施設運用上の基準」と改正されるため、法令報告<sup>2</sup>に関する内規である「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力

<sup>2</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第62条の3に基づく事故故障等の報告

発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈」についても、本改正に伴う用語の改正が必要となる。この改正については軽微な改正事項として、原子力規制庁長官の専決により実施することとする。

#### 6. 今後の予定

改正規則及び改正告示の公布は令和8年3月上旬を予定している。

また、改正規則、改正告示、改正した実施計画検査実施要領の施行は令和8年4月1日とする。

なお、令和7年12月10日の原子力規制委員会資料1のとおり、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第2項第3号に基づく指示」及び「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領～審査事例集～」についても、令和8年4月1日に発出及び制定する。

#### 添付資料

- (別紙1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対する御意見への考え方（案）
- (別紙2) 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領～審査事例集～（案）に対する御意見への考え方
- (別紙3) 改正規則
- (別紙4) 改正告示
- (別紙5) 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領の一部を改正する規程
- (参考) 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領～審査事例集～（案）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を  
改正する規則（案）等に対する御意見への考え方（案）

年 月 日

整理 番号	御意見の概要	考え方
1	<p>(性能試験・検査項目について)</p> <p>➤ 溶接などに関する 申請・検査の項目を整理したものの様だが、改定前に有ったはずの性能試験・検査の細則が削られているのはどういう事か?改定前の試験・検査項目が外されない様、訂正を求める。</p>	<p>➤ 今回の規則改正では溶接検査を使用前検査に統合する改正を行っています。改正後の使用前検査の検査事項では「構造、機能及び性能」があり、これまでの溶接検査で行っていた性能に関する内容は、改正後の使用前検査の検査事項に含まれており、検査で実施する内容に変更はありません。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
2	<p>(点検頻度について)</p> <p>➤ 点検について年度に一回以上とあるが、施設の老朽化が大きな問題となっているため、できるだけ点検は頻繁に実施する必要がある。</p>	<p>➤ 今回の規則改正は、原子力規制委員会が東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）に対して行う検査の改善に関するものです。この改正の趣旨としては、これまでの検査実績及び現在の1Fの状況等を踏まえ、事業者のより重要な活動に対し、検査を重点化できるようにするものとなっています。</p> <p>また、今回の規則改正では、これまで「毎年度一回以上」としていた実施計画検査を「年間を通じて」行うとしておりますが、従前より実施計画検査のうち、保安検査や核物質防護検査については年間を通じて実施しているため、これは表現の適正化のための改正です。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
3	<p>(運転上の制限の文言について)</p> <p>➤ 「施設運用上の基準」を「運転上の制限」へと整理し、さらに逸脱時の措置・記録・報告に関する条項が再構成されてるが、「運転上の制限」という文言の導入について、福島第一原発の廃止措置という特殊な状況における「運転」の範囲が明確でないため、対象となる設備や行為を具体的に示す必要がある。</p>	<p>➤ 今回の規則改正は、1Fの施設状況を踏まえ、これまで東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下「1F規則」という。）第14条等で用いられていた「運転上の制限」を「施設運用上の基準」へと名称を改めるものです。よって、原案のとおりとします。</p>
4	<p>(改正背景や理由及び資料の体裁について)</p> <p>➤ 本改正に対する、背景や理由の説明がほとんど書かれていないが、福島第一原発は廃炉作業が長期にわたる特殊な施設であり、一般の原発とは状況が大きく異なる。国民が理解できる形で説明すべき。</p> <p>➤ また、以下の点で体裁においても理解しにくい構成になっており、国民にとって分かりやすい資料にする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条文対照表が崩れており、一般人が理解できない</li> <li>・ PDFが極めて読みにくい</li> <li>・ 表の構造が崩れており、どこが改正点か分かりにくい など</li> </ul>	<p>➤ 今回の規則改正等に係る背景や理由の詳細は令和6年11月13日原子力規制委員会資料3、令和7年2月19日原子力規制委員会資料1、令和7年10月29日原子力規制委員会資料3に示されています。</p> <p>端的には、今回の規則改正は、原子力規制委員会が1Fにおいて行う検査の改善に関するものです。この改正の趣旨は、これまでの検査実績及び現在の1Fの状況等を踏まえ、事業者のより重要な活動に対し、検査を重点化できるようにするものです。</p> <p>また、1F規則第14条第5号口に掲げる「運転上の制限」(LC0)については、1Fは運転中の原子炉ではないこともあり、運転上の制限の名称を他の原子炉施設における廃止措置施設の保安規定の中で用いられている「施設運用上の基準」と名称変更するものです。</p> <p>なお、今回の告示改正は、特定原子力施設として指定されてから一定程度経過したことを踏まえ、1Fにおける運転管理責任者の要件を適正なものにするべく「発電用原子炉の運転に関する業務」から、「発電用原子炉施設の運転に関する業務」に変更する</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
		<p>ものとなっています。</p> <p>➤ 資料の体裁面につきましては、適正な様式になっているため、原案のとおりとします。</p>
5	<p>(制限と基準の表現の違いについて)</p> <p>➤ 「運転上の制限」については、施設環境の類似性を踏まえ、廃止措置計画が認可された実用炉の保安規定で用いられている「施設運用上の基準」と名称を改めるとの事だが、「制限」と「基準」では受ける印象として「制限」の方がより強制力がある。</p>	<p>➤ 「施設運用上の基準」については、廃止措置段階の発電用原子炉施設の保安規定で用いられている用語であり、実態としては稼働中の原子炉で言う「運転上の制限」と同様に、発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項を定めており、要求内容には差がありません。1Fでは現在廃炉に向けた作業が行われており、原子炉の運転を行っていないため、1Fにおいても廃止措置段階の発電用原子炉施設と同様にこの用語を用いることとしました。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
6	<p>(運転記録について)</p> <p>➤ 廃止措置対象施設に関する運転記録の削除・移動が行われているが、長期的な安全評価やトラブル解析において過去の運転記録は重要なデータであり、削除の基準や保存期間の根拠が示されていない点は問題である。国際的にも廃炉作業における記録保存は長期化する傾向があり、合理的な保存方針を示すべき。</p>	<p>➤ 1F規則第3条の記録に関する規定に改正がありますが、これは他の条の改正内容を受けた用語の改正であり、記録を求めている事項に変更はありません。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
7	<p>(運転上の制限逸脱時の軽微な事象の取扱について)</p> <p>➤ 運転上の制限逸脱時の「軽微」な事象の扱いについ</p>	<p>➤ 1F規則第18条第5号にある軽微な場合など、本条に基づく報</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
	<p>て、判断基準が条文上に示されていない。運転員の裁量に依存する形では、報告漏れや記録の不統一が生じる可能性があることから、軽微事象の定義、判断基準、記録方法を明確化することを求める。</p>	<p>告に関する解釈は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈」（原規総発第2404246号）で定めており、この中で軽微な事象などについて明確化しています。よって、原案のとおりとします。</p>
8	<p>(人手不足について)</p> <p>➤ 人手不足だからということで、検査を削減するのか。</p>	<p>➤ 今回の規則改正は、原子力規制委員会が1Fにおいて行う検査の改善に関するものです。この改正の趣旨としては、これまでの検査実績及び現在の1Fの状況等を踏まえ、事業者のより重要な活動に対し、検査を重点化できるようにするものであり、検査の削減を目的とするものではありません。よって、原案のとおりとします。</p>

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領  
～審査事例集～(案)に対する御意見への考え方

整理 番号	御意見の概要	考え方
		<p>「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る実施計画の審査実務要領～審査事例集～(案)」は、過去の実施計画の審査において整理した事務手続や審査内容などの審査に係る実績や知見を「審査事例集」として集約等するものであり、規制要求を示すものではなく、また、規制基準への適合性を確認する方法の例を示した手引でもありません。よって、今後も、実施計画の申請案件毎に、その時点における東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、公開の会合などにおいて1つ1つ規制基準への適合性を判断していくことには変わりはありません。</p> <p>その前提の下、各御意見に対する考え方は以下のとおりです。</p>
1	<p>（施設運用上の基準）</p> <p>➤ 施設運用上の基準における「3日」「7日」という基準設定は、事故炉である福島第一原発の特性を踏まえると十分な科学的根拠が示されていない。特に監視機能の7日喪失は、格納容器温度や建屋滞留水水位など、短期間の変動が重大リスクに直結するパラメータを含んでおり、より厳格な基準設定が必要。</p>	<p>➤ 御意見の日数については、5・6号機の使用済燃料プール内の使用済燃料を冷却するための電源設備等に係る運転上の制限の見直しなどの審査実績を踏まえ記載したものです。当該審査においては、5・6号機の使用済燃料プールの状況や冷却が停止した場合の影響、冷却機能を復旧する手段等も確認しています。</p> <p>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
2	<p>(敷地境界線量の評価)</p> <p>➤ 「一時的な線源は敷地境界線量評価の対象外」とされているが、1F では仮設設備や作業用設備が長期間残置されることが多く、“一時的”の定義が曖昧。線源の過小評価につながる可能性があるため、対象外とする条件や判断基準を明確化すべき。</p>	<p>➤ 御意見の箇所は、ゼオライト土嚢等処理設備の設置などの審査実績を踏まえ記載したものです。当該審査においては、ゼオライト土嚢等の回収作業においてゼオライト等の保管容器1基が一時的に作業エリアに設置されますが、作業終了後は速やかに敷地境界線量評価の対象となる保管施設へ搬出されることを確認しています。また、作業エリアに設置されている一時的な期間においても、遮へい等により周辺への放射線影響は十分小さいことを確認しています。</p> <p>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</p>
3	<p>(非常用電源設備)</p> <p>➤ 非常用電源の「7日間維持」の要件について、1Fの特殊環境(アクセス制限、作業員被ばく管理、可搬電源の接続性など)を踏まえた妥当性の説明が不足している。安全裕度の観点から、設定根拠の明確化を求める。</p>	<p>➤ 御意見の箇所は、放射性物質分析・研究施設第2棟の設置などの審査実績を踏まえ記載したものです。当該審査においては、第2棟が新しく設置される施設であり、アクセス性も良く、適切に被ばく管理が行われることなども確認しています。なお、「7日間」については、新規制基準同様、1F事故の例では、免震重要棟のガスタービン発電機の燃料供給に3日程度を要したことを踏まえ、より保守的に7日間としたものです。</p> <p>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</p>

整理 番号	御意見の概要	考え方
4	<p>(耐震クラス分類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 耐震クラス分類における「インベントリに基づく評価」は事業者の判断に依存する部分が大きく、外部検証性が低い。</li> <li>➤ 耐震クラス分類について「系統全体で判断する」とされているが、分割工事の進め方によっては耐震クラスが恣意的に低く設定される余地がある。審査側がどのように一貫性を担保するのか、具体的な判断プロセスを明示する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「東京電力福島第一原子力発電所における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」(以下「1F耐震要求フロー」という。)は、令和3年2月13日及び令和4年3月16日の福島県沖地震を踏まえ、令和4年11月16日の原子力規制委員会です承されたものであり、過去に整理した審査知見として、本審査実務要領に記載したものです。</li> <li>➤ 御意見の1F耐震要求フローにおける「インベントリに基づく評価」は、地震によって申請された施設・設備の遮へい機能等の安全機能が喪失した際の公衆への被ばく影響を評価するものであり、当該施設・設備が内包するインベントリや敷地境界との離隔距離などに基づき評価することから、事業者が恣意的に評価することはできません。また、それら評価の具体的内容は、審査資料として公開されるため外部からの検証も十分可能です。</li> <li>➤ また、御意見の「分割工事の進め方によっては耐震クラスが恣意的に低く設定される余地がある」という点については、御指摘のとおりであるため、本審査実務要領では「改造等に係る部分を含めた系統全体としての運転状態や安全機能などを考慮した上で具体的な耐震クラス分類と適用する地震動を決める必要がある」と記載しています。なお、審査側の1F耐震要求フローに基づく判断プロセスについては、審査書や審査において確認した審査資料として公開されます。</li> <li>➤ 今後も、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、厳正に審査していきます。</li> </ul>

## ○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三條の三の二十一、第四十三條の三の二十二第一項及び第六十二條の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

（案）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応

して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後			改 正 前		
(記録)					
<p>第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。</p>		<p>第三条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておくなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。</p>			
記 録 事 項	記 録 す べ き 場 合	保 存 期 間	記 録 事 項	記 録 す べ き 場 合	保 存 期 間
<p>一 (略)</p> <p>二 運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）</p>	(略)	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 運転記録（廃止措置対象施設に係るものを除く。）</p>	(略)	(略)

<p>イ〜ヲ (略)</p> <p>ワ 第十四条第五号</p> <p>ロの施設運用上の基準に関する点検及び施設運用上の基準からの逸脱があつた場合に講じた措置</p> <p>三〇十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一年間。ただし、施設運用上の基準からの逸脱があつた場合は、当該記録について五年間とする。</p>
--	------------	--

2〇6 (略)

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

- 一〜四 (略)
- 五 発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
  - イ (略)
  - ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項 (施設運用上の基

<p>イ〜ヲ (略)</p> <p>ワ 第十四条第五号</p> <p>ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があつた場合に講じた措置</p> <p>三〇十二 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があつた場合は、当該記録について五年間とする。</p>
--	------------	--

2〇6 (略)

(発電用原子炉施設の運転)

第十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、廃止措置対象施設については、この限りでない。

- 一〜四 (略)
- 五 発電用原子炉施設の運転に関する次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
  - イ (略)
  - ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項 (運転上の制限)

準（実施計画で定める発電用原子炉施設の運用に関する基準であつて、当該基準を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、施設運用上の基準の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六（略）

七 施設運用上の基準を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。

（事故故障等の報告）

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

一～四（略）

五 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、施設運用

実施計画で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下この条及び第十八条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六（略）

七 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第五号に掲げるときを除く。

（事故故障等の報告）

第十八条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく原子力規制委員会に報告しなければならない。

一～四（略）

五 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の

上の基準を逸脱したとき、又は施設運用上の基準を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかつたとき。

六〇十五 (略)

(実施計画検査)

第十八条の二 法第六十四条の三第七項の検査(以下次項において「実施計画検査」という。)は、次に定めるところにより行う。

一 (略)

(削る)

二〇四 (略)

2 実施計画検査のうち、前項第二号及び第三号に掲げる検査については、年間を通じて行うものとする。

(使用前検査の申請)

第十九条 前条第一項第一号の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る実施計画で定める措置が講じられなかつたとき。

六〇十五 (略)

(実施計画検査)

第十八条の二 法第六十四条の三第七項の検査(以下「実施計画検査」という。)は、次に定めるところにより行う。

一 (略)

二 発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用を開始した後、当該発電用原子炉施設の性能について検査を行うこと。

三〇五 (略)

2 実施計画検査のうち、前項第二号から第四号までに掲げる検査については、毎年度一回以上行うものとする。

(使用前検査の申請)

第十九条 前条第一項第一号の検査(第二十六条に規定する溶接検査及び第二十九条第一項に規定する輸入溶接検査を除く。以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 次に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、その容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度

イ 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器又は管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの

ロ 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（イに掲げるものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（イに掲げるものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ハ 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器（イに掲げるものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（イに掲げるものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下この号において「耐圧部分」という。）について溶接

一〇六 (略)

(新設)

を  
する  
もの

- (1) 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
  - (2) 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて、現に液体の状態であるもの）をいう。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル
  - (3) (1)又は(2)に掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
  - (4) (1)又は(2)に掲げる管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）
- ニ 非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器であつて、耐圧部分について溶接をするもの
- ホ 非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管であつて、耐圧部分について溶接をするもの

2 前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。

一 工事の工程（前項第七号に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、その工程を含む。）

二 （略）

三 前項第七号に掲げる発電用原子炉施設に属する容器又は管の溶接を行う場合は、次に掲げる書類

イ 溶接設備の種類及び容量並びに溶接部の設計及び溶接施工法を記載した溶接明細書

ロ 当該容器又は管の構造図

ハ 溶接部の設計図

3・4 （略）

（使用前検査の実施）

第二十条 使用前検査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 構造、機能及び性能

二 その他設置又は変更の工事が実施計画に従って行われたものであること。

一 工事の工程

二 （略）

（新設）

3・4 （略）

（使用前検査の実施）

第二十条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一 実施計画に定められた発電用原子炉施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができ る状態になった時	実施計画に定められた発電用原子炉施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの 一 材料検査 二 寸法検査

2 次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。

一 三 (略)

(削る)

<p>二 実施計画に定められた発電用原子炉施設の設備の組立てが完了した時</p>	<p>三 外観検査 四 組立て及び据付け状態を確認する検査 五 耐圧検査 六 漏えい検査</p>
<p>三 実施計画に定められた発電用原子炉施設の計画に係る工事が完了した時</p>	<p>実施計画に定められた発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査</p>

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、使用前検査を受けることを要しない。

一 三 (略)

(溶接検査を受ける発電用原子炉施設)

第二十六条 第十八条の二第二項第一号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接（溶接をした発電用原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」と

---

いう。)を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器
  - 二 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分
  - 三 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器又は管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの(前号に規定するものを除く。)
  - 四 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器(前号に規定するものを除く。)又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル(最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル)を超える管(前二号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上のもの
  - 五 実施計画に定められた発電用原子炉施設に属する容器(第三号に規定するものを除く。)又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管(第二号及び第三号に規定するものを除く。)であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(その内包する放射性物質
-

- 
- が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のものうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの
- イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル
- ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて、現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて、現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル
- ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル
- ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）
- 六 非常用電源設備又は補機駆動用燃料設備（非常用電源設備に係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの
- 七 非常用電源設備、火災防護設備又は浸水防護施設に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を
-

(削る)

するもの

(溶接検査の申請)

第二十七条 溶接検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度
  - 三 溶接工程表
  - 四 溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施工法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
  - 二 溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図
  - 三 溶接部の設計図
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(削る)

(溶接検査の実施)

第二十八条 溶接検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、次の各号に掲げる工程に代えて、原子力規制委員会が適当と認める工程によることができる。

- 一 溶接作業を行うとき(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における溶接検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。)
  - 二 非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。
  - 三 突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。
  - 四 耐圧試験を行うことができる状態になったとき(第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、溶接検査を受けることを要しない。
- 一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接検査を受け

(削る)

ないで使用することができ旨の指示をした場合

二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設として使用する場合

イ ボイラー及び压力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項（同規則第九十条の二において準用する場合を含む。）の検定を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項（同法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 漏止め溶接のみをした第二十六条第五号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（輸入溶接検査の申請）

第二十九条 第十八条の二第一項第一号の検査のうち、溶接をした

発電用原子炉施設のうち第二十六条各号に掲げるものであって輸入したものの当該溶接について行うもの（以下「輸入溶接検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 溶接施工工場の名称及び所在地

三 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度

四 輸入溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先形状の検査、溶接施行方法の検査（溶接部の設計及び溶接の方法の検査をいう。）、非破壊試験（第二十八条第一項第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(削る)

**第三十条** 削除

(溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書)

(削る)

**第三十一条** 原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条

第一項の申請書の提出を受けた場合には、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(削る)

**第三十二条** 削除

(溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等)

(削る)

**第三十三条** 原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行

い、終了したと認めたときは、溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(削る)

**第三十四条から第四十一条まで** 削除

<p>(身分を示す証明書)  <u>第二十六条</u> (略)  別記様式 (<u>第26条</u>関係)  (略)</p>	<p>(身分を示す証明書)  <u>第四十二条</u> (略)  別記様式 (<u>第42条</u>関係)  (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第十九条第一項、第二十七条第一項及び第二十九条第一項の規定によりされている申請に係る検査の実施については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第 号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）第十四条第三号の規定に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（平成二十五年四月原子力規制委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

（案）

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正

後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(運転管理責任者に係る基準)</p> <p>第十条 規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の運転に関する業務に五年以上従事した経験<del>を有していること。</del></p> <p>二 〇四 (略)</p>	<p>(運転管理責任者に係る基準)</p> <p>第十条 規則第十四条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。</p> <p>二 〇四 (略)</p>

(案)

改正 令和〇年〇月〇日 原規規発第 〇〇〇〇号 原子力規制庁長官決定

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領の一部を改正する規程を次のように定める。

令和〇年〇月〇日

原子力規制庁長官 金子 修一

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領の一部を改正する規程

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（原規規発第 2002124 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年原子力規制委員会規則第〇号）附則第二条の規定により従前の例によることとされる検査については、この規程による改正前の東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領（以下「旧実施計画検査実施要領」という。）の規定により実施する。

第 3 条 旧実施計画検査実施要領 8 の規定による令和 7 年度の実施計画検査に係る事務については、なお従前の例による。

別表 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設実施計画検査実施要領 新旧対照表

(下線部分又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所原子炉施設 実施計画検査実施要領  令和2年2月12日 原子力規制庁 (最終改正：令和○年○月○日)	東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所原子炉施設 実施計画検査実施要領  令和2年2月12日 原子力規制庁 (最終改正：令和7年3月25日)
目次	目次
1. 目的.....2	1. 目的.....2
2. 実施計画検査の実施方針.....2	2. 実施計画検査の実施方針.....2
3. 実施計画検査の種別.....2	3. 実施計画検査の種別.....2
4. 実施計画検査の <u>年度検査計画</u> .....2	4. 実施計画検査の <u>年度方針及び年度検査計画</u> .....2
(削る)	4.1 <u>年度方針の作成及び公表</u> .....2
4.1 年度検査計画の作成、通知及び公表.....2	4.2 年度検査計画の作成、通知及び公表..... <u>3</u>
4.2 年度検査計画の変更.....3	4.3 年度検査計画の変更.....3
5. 実施計画検査の実施.....3	5. 実施計画検査の実施.....3
5.1 使用前検査.....3	5.1 使用前検査.....3
(削る)	5.2 <u>溶接検査</u> ..... <u>4</u>
(削る)	5.3 <u>輸入溶接検査</u> ..... <u>4</u>
(削る)	5.4 <u>施設定期検査</u> ..... <u>5</u>
5.2 保安検査..... <u>3</u>	5.5 保安検査..... <u>5</u>
5.3 核物質防護検査..... <u>4</u>	5.6 核物質防護検査..... <u>6</u>
5.4 その他の検査..... <u>5</u>	5.7 その他の検査..... <u>6</u>
6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置..... <u>5</u>	6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置..... <u>6</u>
7. 横断的な視点による監視..... <u>5</u>	7. 横断的な視点による監視..... <u>7</u>

8. 報告書の作成、通知及び公表等.....	6
図1 実施計画検査に関する実施フロー.....	6
図2 保安検査及び核物質防護検査に基づく監視のプロセスと構成要素.....	7
図3 検査指摘事項の重要度評価に係る評価イメージ.....	7
別表 参照する基本検査運用ガイド.....	8

### 3. 実施計画検査の種別

実施計画検査の種別は、次のとおりである。

#### (1) 使用前検査

規則第18条の2第1項第1号に規定する検査

(削る)

(削る)

(削る)

#### (2) 保安検査

規則第18条の2第1項第2号に規定する検査

#### (3) 核物質防護検査

規則第18条の2第1項第3号に規定する検査

#### (4) その他の検査

規則第18条の2第1項第4号に規定する検査

### 4. 実施計画検査の年度検査計画

(削る)

8. 報告書の作成、通知及び公表等.....	7
図1 実施計画検査に関する実施フロー.....	8
図2 保安検査及び核物質防護検査に基づく監視のプロセスと構成要素.....	9
図3 検査指摘事項の重要度評価に係る評価イメージ.....	9
別表 参照する基本検査運用ガイド.....	10

### 3. 実施計画検査の種別

実施計画検査の種別は、次のとおりである。

#### (1) 使用前検査

規則第19条第1項に規定する検査

#### (2) 溶接検査

規則第26条に規定する検査

#### (3) 輸入溶接検査

規則第29条第1項に規定する検査

#### (4) 施設定期検査

規則第18条の2第1項第2号に規定する検査

#### (5) 保安検査

規則第18条の2第1項第3号に規定する検査

#### (6) 核物質防護検査

規則第18条の2第1項第4号に規定する検査

#### (7) その他の検査

規則第18条の2第1項第5号に規定する検査

### 4. 実施計画検査の年度方針及び年度検査計画

#### 4.1 年度方針の作成及び公表

原子力規制庁は、施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査について、実施計画検査の実施において着眼すべき事項（以下「検査の着眼点」という。）を踏まえ、毎年度、翌年度の実施計画検査の基本方針（以下「年度方針」という。）を作成

#### 4.1 年度検査計画の作成、通知及び公表

原子力規制庁は、実施計画検査の実施において着眼すべき事項（以下「検査の着眼点」という。）を踏まえ、毎年度、保安検査及び核物質防護検査に係る計画（以下「年度検査計画」という。）を作成し、原子力規制委員会の了承を得る。

し、原子力規制委員会の了承を得る。

年度方針を作成するに当たって考慮する検査の着眼点として、次に掲げる事項を含めることとする。

##### 〔検査の着眼点〕

- ① 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスク低減目標マップ」という。）
- ② 前年度の実施計画検査の結果
- ③ 規則第12条第9号の規定に基づく報告（規則第12条第8号に規定する検査の計画（以下「事業者検査計画」という。）及び実施状況）
- ④ 特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項
- ⑤ 福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況

年度方針は、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報が年度方針に記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

#### 4.2 年度検査計画の作成、通知及び公表

原子力規制庁は、毎年度、年度方針に従い、施設定期検査、保安検査及び核物質防護検査に係る計画（以下「年度検査計画」という。）を作成し、当該計画に従って実施計画検査を実施する。

年度検査計画を作成するに当たって考慮する検査の着眼点として、次に掲げる事項を含めることとする。

〔検査の着眼点〕

- ① 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスク低減目標マップ」という。）
- ② 前年度の実施計画検査の結果
- ③ 規則第12条第9号の規定に基づく報告（規則第12条第8号に規定する検査の計画及び実施状況）
- ④ 特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項
- ⑤ 福島第一原子力発電所における廃炉作業に係るトラブルの状況

年度検査計画は、前年度の実施計画検査の結果と合わせて事業者に通知し、年度検査計画の内容について事業者に説明するとともに、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報が年度検査計画に記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

4.2 年度検査計画の変更 （略）

5. 実施計画検査の実施

原子力検査官（以下「検査官」という。）は、「原子力規制検査等実施要領」の「3.2 検査の実施」の記載内容のうち、(1)から

年度検査計画は、事業者に通知し、年度検査計画の内容について事業者に説明するとともに、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、情報公開法第5条に規定する不開示情報が年度検査計画に記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

4.3 年度検査計画の変更 （略）

5. 実施計画検査の実施

原子力検査官（以下「検査官」という。）は、「原子力規制検査等実施要領」の「3.2 検査の実施」の記載内容のうち、(1)から

(3)までの項目の内容を踏まえて、事前準備を実施する。

また、検査官は、次に掲げる身分を示す証明書のいずれかを携帯していることを確認する。

- ・規則第26条の規定に基づく身分を示す証明書
- ・原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和5年原子力規制委員会規則第1号）の規定に基づく身分を示す証明書

#### 5.1 使用前検査

##### (1) 検査対象

発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの使用の開始前の工事及び性能に関する事項

##### (2) (略)

##### (3) 検査の実施

###### a. 使用前検査実施要領書の策定

検査官は、事業者が提出した申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認した後、規則第22条の規定により使用前検査実施要領書を定める。特に、規則第19条第1項第7号に掲げる溶接に係るものが含まれる場合は、溶接に係る確認を実施するために必要な申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認する。

使用前検査で確認する事項については、提出された申請書の内容、検査対象の施設に係る法第64条の3第1項及び第2項の規定に基づく実施計画の認可の内容等を踏まえ、規則第20条第1項の規定に従って、設定するものとする。

###### b. 検査の実施の方法

使用前検査は、検査官が規則第20条の規定に基づき、事業者による規則第12条第7号の検査に立ち会い、又はその

(3)までの項目の内容を踏まえて、事前準備を実施する。

また、検査官は、次に掲げる身分を示す証明書のいずれかを携帯していることを確認する。

- ・規則第42条の規定に基づく身分を示す証明書
- ・原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和5年原子力規制委員会規則第1号）の規定に基づく身分を示す証明書

#### 5.1 使用前検査

##### (1) 検査対象

規則第20条第1項に定める検査事項

##### (2) (略)

##### (3) 検査の実施

###### a. 使用前検査実施要領書の策定

検査官は、事業者が提出した申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認した後、規則第22条の規定により使用前検査実施要領書を定める。

使用前検査で確認する事項については、提出された申請書の内容、検査対象の施設に係る法第64条の3第1項及び第2項の規定に基づく実施計画の認可の内容等を踏まえ、規則第20条第1項の規定に従って、設定するものとする。

###### b. 検査の実施の方法

使用前検査は、検査官が規則第20条の規定に基づき、事業者による規則第12条第7号の検査に立ち会い、又はその

記録を確認することによって実施するものとする。なお、立会いによる検査については検査対象の重要度等を勘案し実施する。また、実施に当たっては、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を合理的な範囲で参照することとする。

(4) (略)

(削る)

記録を確認することによって実施するものとする。

(4) (略)

## 5.2 溶接検査

### (1) 検査対象

規則第 26 条各号に掲げるものの溶接に関する事項（輸入溶接検査の検査対象を除く。）

### (2) 提出された申請書の確認及び公表

検査官は、溶接検査を受けようとする事業者から、申請書の提出があった場合には、規則第 27 条第 1 項各号に掲げる事項が申請書に記載されていること及び同条第 2 項各号に掲げる事項を説明する書類が申請書に添付されていることを確認する。

提出された申請書は、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、情報公開法第 5 条に規定する不開示情報が申請書に記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

### (3) 検査の実施

#### a. 溶接検査実施要領書の策定

検査官は、事業者が提出した申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認した後、規則第 31 条の規定により溶接検査実施要領書を定める。

溶接検査で確認する事項については、提出された申請書の内容、検査対象の施設に係る法第 64 条の 3 第 1 項及び第

(削る)

2項の規定に基づく実施計画の認可の内容等を踏まえ、設定するものとする。

b. 検査の実施の方法

溶接検査は、検査官が規則第 28 条の規定に基づき、事業者による規則第 12 条第 7 号の検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施するものとする。

(4) 溶接検査の終了証の交付及び公表

検査官は、溶接検査が終了したときは、規則第 33 条の規定に従い、溶接検査の終了証を作成し、事業者に交付するとともに、刻印又はこれに代わるもので示す。

事業者に交付した溶接検査の終了証は、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。

5.3 輸入溶接検査

(1) 検査対象

規則第 26 条各号に掲げるものであって輸入したものの溶接に関する事項

(2) 提出された申請書の確認及び公表

検査官は、輸入溶接検査を受けようとする事業者から、申請書の提出があった場合には、規則第 29 条第 1 項各号に掲げる事項が申請書に記載されていること及び同条第 2 項各号に掲げる事項を説明する書類が申請書に添付されていることを確認する。

提出された申請書は、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、情報公開法第 5 条に規定する不開示情報が申請書に記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

(3) 検査の実施

a. 輸入溶接検査実施要領書の策定

検査官は、事業者が提出した申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認した

(削る)

後、規則第 31 条の規定により輸入溶接検査実施要領書を定める。

輸入溶接検査で確認する事項については、提出された申請書の内容、検査対象の施設に係る法第 64 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく実施計画の認可の内容等を踏まえ、設定するものとする。

b. 検査の実施の方法

輸入溶接検査は、検査官が規則第 28 条の規定に基づき、事業者による規則第 12 条第 7 号の検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施するものとする。

(4) 輸入溶接検査の終了証の交付及び公表

検査官は、輸入溶接検査が終了したときは、規則第 33 条の規定に従い、輸入溶接検査の終了証を作成し、事業者に交付するとともに、刻印又はこれに代わるもので示す。

事業者に交付した輸入溶接検査の終了証は、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。

5.4 施設定期検査

(1) 検査対象

実施計画に定める施設のうち使用を開始したものの実施計画に定める性能の維持に関する事項

(2) 検査の実施

a. 検査に関する事前準備

検査官は、年度検査計画を踏まえた上で、事業者検査計画等を参考に、より詳細な施設定期検査の実施に係る計画（以下「施設定期検査計画」という。）を作成する。施設定期検査計画には検査対象、実施時期及び立会区分を含めることとする。

立会区分の設定に当たっては、規則第 12 条第 8 号に基づき事業者が実施する検査の実施時期及びリスク低減目標マップへの関連性等の条件を考慮するものとする。

## 5.2 保安検査

- (1) (略)
- (2) 検査の実施
  - a. (略)
  - b. 検査の実施の方法

保安検査について、検査官は、保安検査計画に従い、効果的かつ効率的に検査を実施するよう努める。特に、事業者による施設管理の活動の確認として、規則第12条第8号に規定する検査の実施状況の確認は、検査官が事業者による同検査に立ち会い、又はその記録を確認することによって実施する。また、「6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置」に示す監視領域に応じて、別表に掲げる基本検査運用ガイド（以下「基本検査運用ガイド」という。）を参照する。基本検査運用ガイドは、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、合理的な範囲で参照することとする。

検査対象において、監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化（以下「検査指摘事項」という。）があった場

なお、施設定期検査計画は、事業者の活動計画の変更及び直近の施設の状況等に応じ、適宜見直すこととする。

### b. 検査実施要領書の策定

検査官は、施設定期検査計画を作成した場合には、施設定期検査の検査実施要領書を定める。

施設定期検査で確認する事項については、作成した施設定期検査計画の内容、検査対象の施設に係る法第64条の3第1項及び第2項に基づく実施計画の認可内容等を踏まえ、設定するものとする。

### c. 検査の実施の方法

施設定期検査は、検査官が、事業者による規則第12条第8号の検査に立ち会い、又はその記録を確認することにより行うものとする。

## 5.5 保安検査

- (1) (略)
- (2) 検査の実施
  - a. (略)
  - b. 検査の実施の方法

保安検査について、検査官は、保安検査計画に従い、効果的かつ効率的に検査を実施するよう努める。また、「6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置」に示す監視領域に応じて、別表に掲げる基本検査運用ガイド（以下「基本検査運用ガイド」という。）を参照する。基本検査運用ガイドは、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ、合理的な範囲で参照することとする。

検査対象において、監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化（以下「検査指摘事項」という。）があった場

合には、「6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置」等に従って対応する。また、検査における気付き事項から検査指摘事項を抽出し、当該検査指摘事項の重要度の評価（以下「重要度評価」という。）につなげるための判断を行う場合には、関連する原子力規制検査のガイド（「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」）を参照する。

なお、フリーアクセスでの検査は、事業者のルール等を遵守するとともに、現場作業を阻害しないよう配慮して実施するものとする。

c. (略)

### 5.3 核物質防護検査 (略)

#### 5.4 その他の検査

##### (1) 検査対象

5.1から5.3までにおいて掲げる検査対象に該当しない事項

(2) (略)

### 6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置

保安検査又は核物質防護検査により、検査指摘事項が確認されたときは、追加的な対応の要否等を判断するために、重要度評価を行う。

重要度評価を実施するに当たっては、事業者の活動の目的に応じて、「安全確保設備等への影響」、「放射線安全」及び「核物質防護」の3つの監視領域の視点から評価する（「安全確保設備等への影響」については、「発生防止」、「拡大防止・影響緩和」、「閉じ込めの維持」及び「非常時の対応」の4つの小分類に分類した上で評価する。また、放射線安全については、「公衆に対する放射線安全への影響」及び「従業員に対する放射線安全への影響」の2つの小分類に分類した上で評価する。）。

重要度評価は、「追加対応あり」と「追加対応なし」の2段階に

合には、「6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置」等に従って対応する。また、検査における気付き事項から検査指摘事項を抽出し、当該検査指摘事項の重要度の評価（以下「重要度評価」という。）につなげるための判断を行う場合には、関連する原子力規制検査のガイド（「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」）を参照する。

なお、フリーアクセスでの検査は、事業者のルール等を遵守するとともに、現場作業を阻害しないよう配慮して実施するものとする。

c. (略)

### 5.6 核物質防護検査 (略)

#### 5.7 その他の検査

##### (1) 検査対象

5.1から5.6までにおいて掲げる検査対象に該当しない事項

(2) (略)

### 6. 検査指摘事項の評価及び評価に基づく措置

保安検査又は核物質防護検査により、検査指摘事項が確認されたときは、追加的な対応の要否等を判断するために、重要度評価を行う。

重要度評価を実施するに当たっては、事業者の活動の目的に応じて、「安全確保設備等への影響」、「放射線安全」及び「核物質防護」の3つの監視領域の視点から評価する（「安全確保設備等への影響」については、「発生防止」、「拡大防止・影響緩和」及び「閉じ込めの維持」の3つの小分類に分類した上で評価する。また、放射線安全については、「公衆に対する放射線安全への影響」及び「従業員に対する放射線安全への影響」の2つの小分類に分類した上で評価する。）。

重要度評価は、「追加対応あり」と「追加対応なし」の2段階に

分類して行う。検査指摘事項の重要度評価に係る評価イメージは、図3に示すとおりとする。重要度評価を実施する際は、「原子力規制検査等実施要領」の「2.3 検査指摘事項の重要度評価」の記載内容及び重要度評価に関連するガイド（「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照する。

重要度評価と並行して、法令違反の有無、福島第一原子力発電所の安全性の確保に対する影響の有無、意図的な不正行為の有無を確認する。

重要度評価の結果、「追加対応あり」と判断したものについては、検査指摘事項を総合的に考慮した上で、事業者に対し、追加の検査を実施する。この場合において、「原子力規制検査等実施要領」の「2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）」の記載内容及びこれに関する検査運用ガイド（「原子力規制検査における追加検査運用ガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照し、検査対象、検査体制等を定め、原子力規制委員会の了承を得る。また、規制要求の違反の有無、災害の防止上の支障の有無等を総合的に考慮した上で、法第64条の3第4項の規定に基づく実施計画の変更命令や同条第6項の規定に基づく措置命令等の要否に関する検討を併せて行う。不利益処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める手続を経て、原子力規制委員会が実施する（不利益処分の検討を行う際は、「原子力規制検査等実施要領」の「2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等」の記載内容及び規制措置に関連するガイド（「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照する。）。

## 8. 報告書の作成、通知及び公表等

### (1) 報告書の作成

原子力規制庁は、四半期ごとに、保安検査及び核物質防護検

分類して行う。検査指摘事項の重要度評価に係る評価イメージは、図3に示すとおりとする。重要度評価を実施する際は、「原子力規制検査等実施要領」の「2.3 検査指摘事項の重要度評価」の記載内容及び重要度評価に関連するガイド（「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」、「核物質防護に係る重要度評価に関するガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照する。

重要度評価と並行して、法令違反の有無、福島第一原子力発電所の安全性の確保に対する影響の有無、意図的な不正行為の有無を確認する。

重要度評価の結果、「追加対応あり」と判断したものについては、検査指摘事項を総合的に考慮した上で、事業者に対し、追加の検査を実施する。この場合において、「原子力規制検査等実施要領」の「2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）」の記載内容及びこれに関する検査運用ガイド（「原子力規制検査における追加検査運用ガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照し、検査対象、検査体制等を定め、原子力規制委員会の了承を得る。また、規制要求の違反の有無、災害の防止上の支障の有無等を総合的に考慮した上で、法第64条の3第4項の規定に基づく実施計画の変更命令や同条第6項の規定に基づく措置命令等の要否に関する検討を併せて行う。不利益処分を行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める手続を経て、原子力規制委員会が実施する（不利益処分の検討を行う際は、「原子力規制検査等実施要領」の「2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等」の記載内容及び規制措置に関連するガイド（「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」及び「重要度評価等の事務手順運用ガイド」）を参照する。）。

## 8. 報告書の作成、通知及び公表等

### (1) 報告書の作成

原子力規制庁は、四半期ごとに、施設定期検査、保安検査及

査の検査結果を取りまとめ、報告書（以下「四半期報告書」という。）を作成し、原子力規制委員会に報告する。

また、原子力規制庁は、毎年度、四半期報告書を取りまとめ、前年度の実施計画検査の結果として原子力規制委員会に報告する。

(2) 報告書の通知及び公表等

原子力規制委員会に報告を行った四半期報告書及び前年度の実施計画検査の結果については、事業者<sup>1</sup>に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、情報公開法第5条に規定する不開示情報が記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

また、四半期報告書のうち、核物質防護検査に係る報告書については、法第72条第5項の規定に基づき、国家公安委員会及び海上保安庁長官に連絡する。

び核物質防護検査の検査結果を取りまとめ、報告書（以下「四半期報告書」という。）を作成し、原子力規制委員会に報告する。

また、原子力規制庁は、毎年度、四半期報告書及び規則第12条第9号の報告（事業者による規則第12条第8号の検査の実施状況に係るものに限る。）を取りまとめ、報告書（以下「年度報告書」という。）を作成し、原子力規制委員会に報告する。

(2) 報告書の通知及び公表等

原子力規制委員会に報告を行った四半期報告書及び年度報告書については、事業者<sup>1</sup>に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページにおいて公表する。この場合において、情報公開法第5条に規定する不開示情報が記載されているときは、当該不開示情報を除いた上で公表することとする。

また、四半期報告書のうち、核物質防護検査に係る報告書については、法第72条第5項の規定に基づき、国家公安委員会及び海上保安庁長官に連絡する。

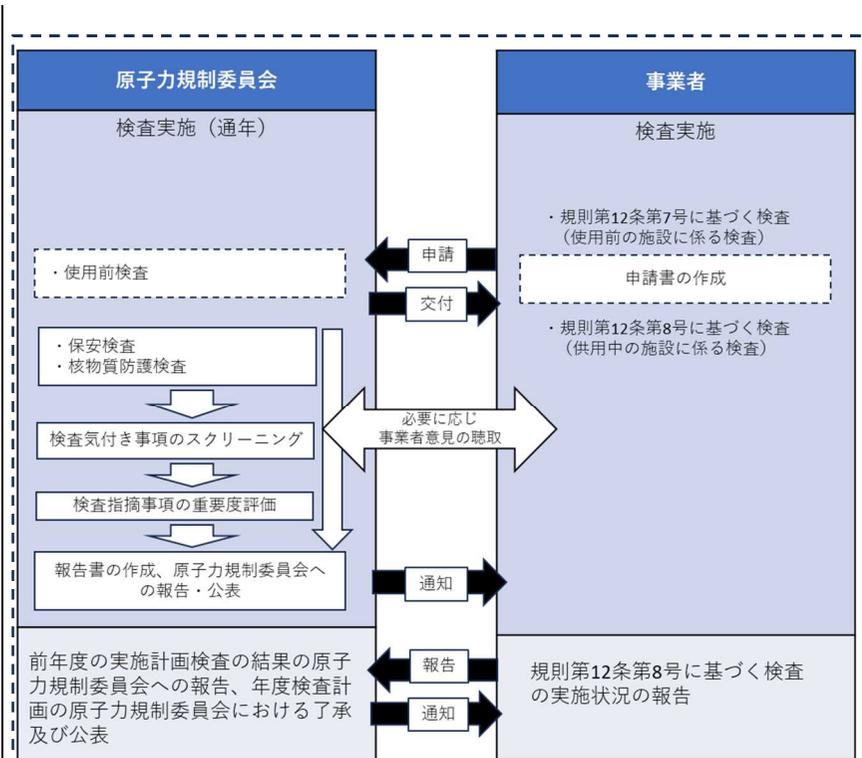


図1 実施計画検査に関する実施フロー

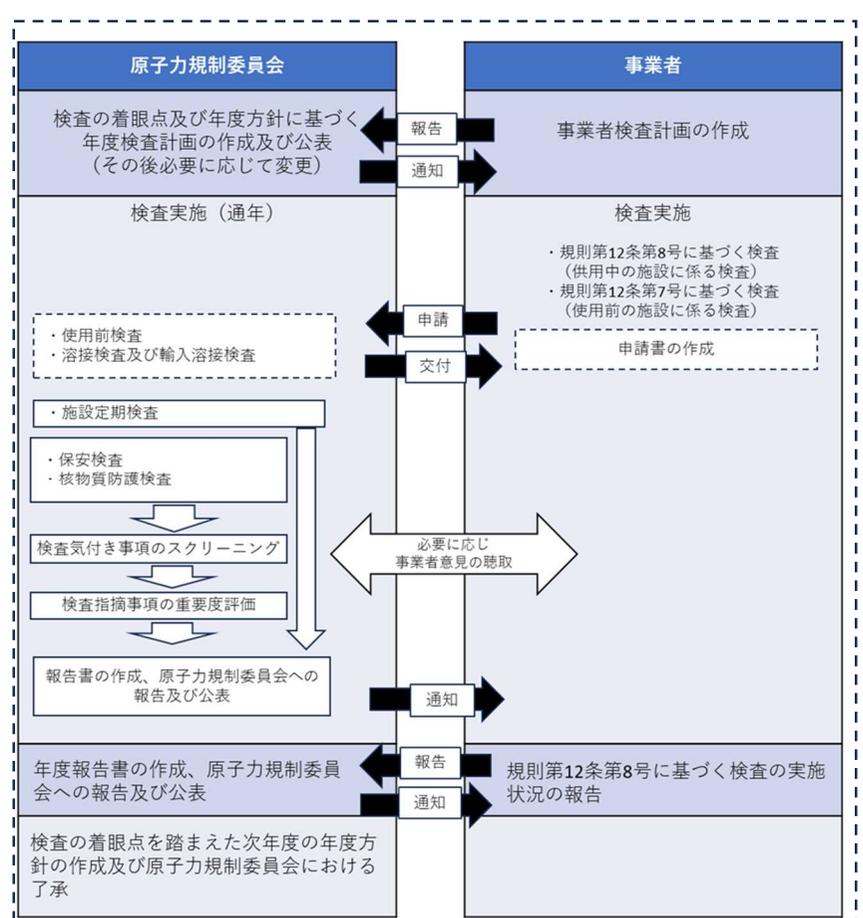


図1 実施計画検査に関する実施フロー

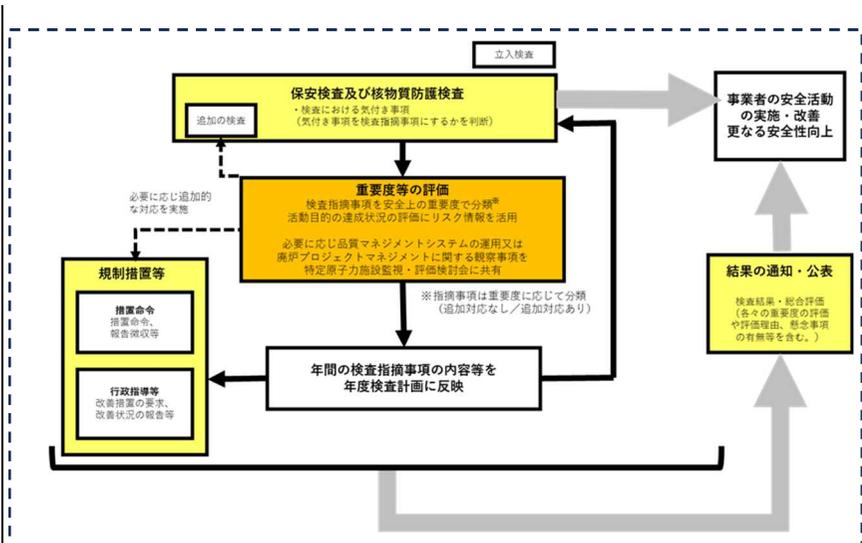


図2 保安検査及び核物質防護検査に基づく監視のプロセスと構成要素

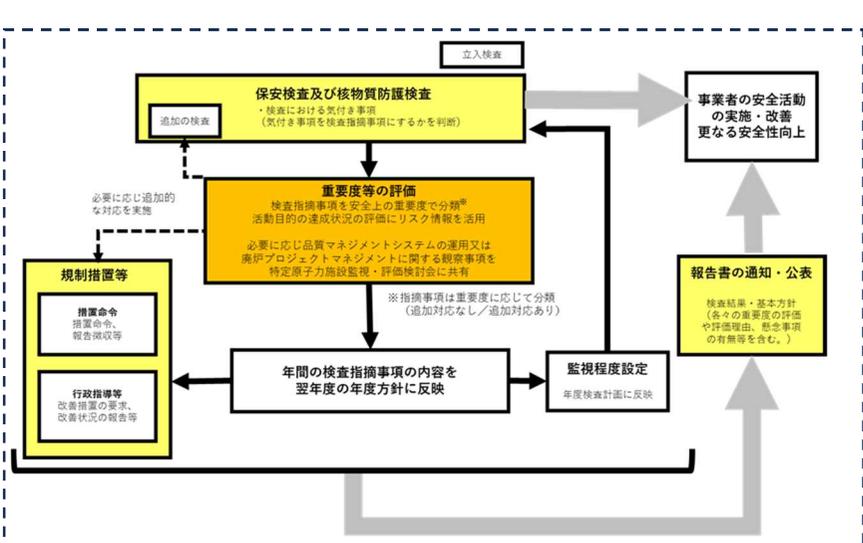


図2 保安検査及び核物質防護検査に基づく監視のプロセスと構成要素

案

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所（特定原子力施設）に係る  
実施計画の審査実務要領  
～審査事例集～

令和●年●月

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

## 目次

1. はじめに	3
2. 実施計画変更認可申請の手続について	
(1) 申請要否の考え方	4
(2) 申請の際に併せて提出を求める書類	4
(3) 申請書の補正及び記載の適正化	4
(4) 使用停止設備や休止設備の取り扱い	5
3. 実施計画変更認可申請書等の記載内容について	
(1) 申請書本文	6
(2) 添付書類	9
(3) 新旧比較表	9
(4) まとめ資料	9
4. 「措置を講ずべき事項」への適合性確認の方法について	
(1) 「Ⅰ. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置」関係	12
(2) 「Ⅱ. 6. 電源の確保」関係	14
(3) 「Ⅱ. 10. 放射性気体廃棄物の処理・管理」関係	15
(4) 「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」関係	15
(5) 「Ⅱ. 14. ②自然現象に対する設計上の考慮」関係	16
(6) 「Ⅱ. 14. ⑧信頼性に対する設計上の考慮」関係	17
5. 参考資料	18

## 1. はじめに

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第64条の3第1項・第2項に規定する実施計画の認可・変更認可に係る審査については、原子力規制委員会が法第64条の2第2項に基づき示した「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）に定める内容や法第64条の3に規定する手続等に則り、適切かつ厳正な審査を行っている。

本実務要領は、過去の実施計画の審査において整理した事務手続や審査内容など審査に係る実績や知見（審査事例）を今後の審査の参考として役立つものとするという観点の下、一定の整理・集約したものであり、今後も、審査に係る実績や知見の蓄積状況等に応じて、適宜更新していくものである。

本実務要領は、審査官が効果的・効率的に審査を進める上で参考となるものであるが、あくまで当時の判断における審査事例であることを十分に認識し、実際の審査に当たっては、申請案件毎に、その時点における1Fの施設・設備の状況や安全上のリスクなども踏まえ、総合的に判断する必要がある。審査官は、本実務要領が、規則や規則解釈のように規制要求を示したものではなく、また、審査ガイドのように規制基準への適合性を確認する方法の例を示した手引でもないことを認識し、参考にするに当たっては、機械的に一律に本実務要領の例によることのないように留意する必要がある。

なお、本実務要領は、1Fの実施計画の審査のうち原子力安全（いわゆるセーフティ）に係る事項を整理・集約したものであり、また、使用する用語は、原則として法及び措置を講ずべき事項において使用する用語の例によるものである。

## 2. 実施計画変更認可申請の手続について

東京電力は、法 64 条の 3 第 2 項に基づき、認可を受けた実施計画を変更しようとするときに、原子力規制委員会に対して、実施計画の変更認可の申請を行うこととなる。原子力規制委員会は、法 64 条の 3 第 3 項に基づき、申請された実施計画の変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であるかどうかを審査し、十分であると認められるときに限り認可することとなる。

これら手続について、過去の審査において整理した内容は以下のとおり。

### (1) 申請要否の考え方

法第 64 条の 3 第 2 項において「実施計画を変更しようとするとき」に申請する必要があること、法第 64 条の 2 第 2 項において実施計画は 1 F に関する保安のための措置を実施するための計画と定められていることから、実施計画の記載を変更する場合のうち保安のための措置に関係しないものを除いて変更認可申請が必要になる。具体的な申請要否及び方法に関する判断フローは別紙 1 のとおり。

また、措置を講ずべき事項「VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項」では「核燃料物質その他の放射性物質に汚染されている可能性のある施設等を解体・撤去する際はその方法について、実施計画に記載すること」を求めており、安全機能を有していない施設・設備の解体・撤去についても、新たな方法等を採用する場合は変更認可申請が必要になる。施設・設備の解体・撤去に係る具体的な申請要否に関する判断フローは別紙 2 のとおり。

### (2) 申請の際に併せて提出を求める書類

実施計画の変更認可申請に当たっては、効果的・効率的に審査を進めるために、原則、実施計画変更認可申請書（以下「申請書本文」という。）とは別に、申請書の添付書類（以下「添付書類」という。）、申請書本文及び添付書類の新旧比較表（以下「新旧比較表」という。）、まとめ資料、3 S 確認書の提出を求めている。

申請書本文、添付書類、新旧比較表及びまとめ資料に記載すべき主な内容については、「3. 実施計画変更認可申請書等の記載内容について」に示す。

また、3 S 確認書とは、「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェイスに係る実務」（令和 5 年 4 月制定。原子力規制部・放射線防護グループ）に基づき提出を求めている<sup>1</sup>のものであり、原子力安全に係る実施計画変更認可申請が、核セキュリティの対策や保障措置の実施に与える影響（影響の有無を含む）を整理したものである。

### (3) 申請書の補正及び記載の適正化

実施計画の変更認可申請後で認可を受ける前の段階で、設計の進捗や審査指

<sup>1</sup> 令和 5 年度第 7 回原子力規制委員会（令和 5 年 4 月 25 日開催）資料 1 参照

(<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA001001041?contents=NRA001001041-002-002#pdf=NRA001001041-002-002>)

摘事項への対応等のために申請内容を変更する場合、東京電力は、原子力規制委員会に対して、当該申請の内容を一部補正する旨の書類（以下「一部補正」という。）を提出することができる。一部補正がなされた場合、審査においては、当初の申請内容に加え、一部補正の内容も踏まえた上で、法第64条の3第3項に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当するかどうかを確認する。

また、認可された実施計画の記載内容について、名称の変更やJIS規格等の呼称変更による材料名の変更、一般施設の増改築による図面の変更などは、法第64条の3第2項に規定する「実施計画を変更しようとするとき」には該当しないが、関連する実施計画の変更認可申請の際に併せて記載の適正化を行うとともに、新旧比較表においてその旨が識別できるよう付記されていることを確認する。

#### （4）使用停止設備や休止設備の取り扱い

東京電力は、法第64条の3第5項に基づき、実施計画に従って、1Fの保安のための措置を実施しなければならない。すなわち、実施計画に記載されている施設・設備については、1Fの保安のために必要な施設・設備であり、当該施設・設備が有する安全機能を継続的に維持できるよう、適切に管理される必要がある。

よって、事故収束作業や廃炉に向けた作業等の進捗によって、施設・設備が、当初の目的を達成し、使用を停止する場合（使用停止設備に位置づける場合）や、一時的に使用を休止する場合（休止設備に位置づける場合）であって、当該施設・設備の安全機能を維持するための管理をしない場合は、実施計画上、その旨を明確にする。使用停止設備や休止設備に位置づける際の審査においては、それら施設・設備の安全機能に期待しないでも、放射性液体廃棄物が適切に処理できるかなど安全上支障がないことを確認する。使用停止設備や休止設備に係る具体的な申請手続に関するフローは別紙3のとおり。

### 3. 実施計画変更認可申請書等の記載内容について

申請書本文、添付書類、新旧比較表及びまとめ資料に記載すべき主な内容は、以下のとおり。審査においては、これら記載すべき主な内容が適切に記載されているかを確認する。

#### (1) 申請書本文

実施計画は、措置を講ずべき事項の要求事項に照らして策定される1Fに関する保安のための措置を実施するための計画であることから、申請書本文は、措置を講ずべき事項の項目に沿って作成されている。

申請書本文の記載内容について、過去の審査において整理した内容は以下のとおり。

#### a) 「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」関係

本章には、施設・設備の安全設計等に関する方針を記載する。具体的には、以下の事項を記載する。

##### i) 基本的な設計

- 設置の目的：施設・設備を設置する目的を記載する。
- 要求される機能：施設・設備を設計するに当たって達成すべき機能（安全機能に関連する運用上の機能を含む）を記載する。
- 設計方針：施設・設備の設置の目的及び要求される機能に応じて、申請内容に係る措置を講ずべき事項の条項に対する具体的な設計方針を記載する。設計方針の記載レベルは、実施計画が詳細設計段階の申請内容を含むことを踏まえ、実用炉などの設計及び工事の計画の認可申請書本文の記載レベルを参考に、具体的な設計方針を記載する。なお、措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ②自然現象に対する設計上の考慮」のうち耐震設計に係る事項については、耐震クラスの設定及び当該クラスに要求される地震動に対する基本方針（耐震設計に係る基本方針書）を記載する。具体的な設計方針を記載する際、耐震設計に係る基本方針書のように、記載内容が多く、別途1つの項目として整理した方が見やすい場合などは、別紙（申請書本文の内数）として別出しすることも可能である。

また、設備の設計を担保するための運用（例えば、火災影響軽減対策としての油量の制限など）については、設備設計の一部をなすものであることから、設計方針の内数として明記する。

- 主要な機器：施設・設備を構成する主要な機器を記載するとともに、それぞれの機器の機能や構成について記載する。主要な機器としては、安全機能を有するものであって、当該施設・設備の運転状態において定常的に使用されるもの又は異常時にその影響を緩和するために一定期間使用されるものであって、既認可の実施計画の記載内容や実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）別表第二中欄を参考にして記載する。代表的なものとしては、容器、配管、ポンプ、フィルタなどがある。なお、ALARAの観点から設置する作業用の局所排風機や仮設遮蔽など、作業の一環として一時的に使用する機

器や資機材については主要な機器には該当しない。

- 供用期間中に確認する項目：供用開始後に、当該施設・設備の性能が維持されていることを確認するために、定期的の確認する項目を記載する。
- ii) 基本仕様
- 主要仕様：主要な機器について、その仕様を整理したもの（以下「要目表」という。）を記載する。仕様として記載すべき項目は、当該機器の安全機能を確保する上で評価などにおいて考慮した項目であり、既認可の実施計画の記載内容や実用炉規則別表第二中欄を参考にして記載する。例えば、配管の場合、名称・外径・厚さ・材料・最高使用圧力・最高使用温度などが主要仕様に該当する。主要仕様の記載に当たっては、当該機器の性能や強度等が措置を講ずべき事項に適合していることを示せば足りるため、「〇〇以上」や「〇〇以下」のように下限値や上限値で記載しても、「約〇m」のように概略寸法などで記載しても良い。また、遮蔽装置に関しては、措置を講ずべき事項への適合性において、その遮蔽機能に期待する遮蔽装置の仕様を記載することとし、措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」における追加 1mSv/年未満の評価において期待する遮蔽装置や措置を講ずべき事項「Ⅱ. 12. 作業員の被ばく線量の管理等」における管理区域と非管理区域の境界を構成する遮蔽装置を含めて記載する。
  - 確認事項：施設・設備の使用を開始する前に、措置を講ずべき事項「Ⅷ. 実施計画に係る検査の受検」の一環として、当該工事及び性能の検査のために確認する事項を記載する。

#### b) 「Ⅲ 特定原子力施設の保安」関係

本章には、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、環境放射線モニタリングなどの保安のための措置内容を記載する。記載レベルは、本章が実用炉などの保安規定に相当することを踏まえ、保安規定の記載レベルや廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準などを参考に、具体的な内容を記載する。

個別の保安のための措置に係る記載内容について、過去の審査において整理した内容は以下のとおり。

##### i) 施設運用上の基準<sup>2</sup>

特定原子力施設の重要な機能に関して、その機能を確保するための設備などについて、施設運用上の基準を定めるとともに、当該基準を満たしていることの確認方法及び確認頻度、当該基準を満たしていない場合に実施する措置内容やその完了時間を記載する。

施設運用上の基準は、当該基準を満たさない場合に、直ちに安全上の問題が生じるものではないが、1Fの安定的な管理の観点から、重要な機能に関

<sup>2</sup> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第14条第5号口の「施設運用上の基準」を指す。

する異常情報を関係者が早期に把握し、速やかに対応体制を構築し、必要な対策を実施するために定めるものであり、例えば、敷地外への汚染水の漏えいを確実に防止できるよう、より手前の段階である原子炉建屋の滞留水の水位や滞留水の処理設備の運転状態などについて基準を定める。また、施設運用上の基準は、当該基準を満たしていない場合に実施する措置内容によって安全上の問題が生じないようにするものであり、当該措置内容を実施するために必要な体制の構築や復旧対策に要する時間なども考慮した上で定める。

施設運用上の基準を定める設備等については、大きく2つの分類に分けられるため、それぞれの当該基準を定める設備等の目安を以下に示す。なお、1Fの状況は、時間の経過とともに変わっていくことから、施設運用上の基準を定める設備等やその基準についても、その時々施設の状況や安全上のリスクの状況などに応じて適宜見直すことが重要である。

➤ 設備等の動作に関する施設運用上の基準

事故の収束や廃炉に向けた作業などにおいて通常時から使用する設備（例：原子炉注水設備や汚染水処理設備）やそれら作業において異常が発生した場合に使用する設備（例：ほう酸水注入設備）については、当該設備の安全機能が喪失した状態が3日程度続いた場合に安全上の問題が生じる場合又は生じるおそれがある場合は、施設運用上の基準を定める。なお、上述したように、施設運用上の基準を満たしていない場合に実施する措置内容に要する期間が3日を超える場合は、当然その期間を考慮して、施設運用上の基準を定める。

➤ 設備等の監視に関する施設運用上の基準

事故の収束や廃炉に向けた作業などを行う上で、安全が確保できていることを確認するための条件（例：原子炉格納容器内温度や使用済燃料プールの水位・温度、建屋滞留水の水位）については、安全を確保するための設備等が動作していない状態において当該監視機能が一定期間（7日間以上）喪失した場合に安全上の問題が生じる場合又は生じるおそれがある場合は、施設運用上の基準を定める。

ii) 敷地境界線量の評価

敷地境界線量については、措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」において「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量を1mSv/年未満とすること」を求めている。当該線量評価のうち直接線及びスカイシャイン線による線量評価において考慮する線源の記載方法を別紙4のとおり整理した。対象となる線源は、申請書本文の主要な機器であって通常時に放射性物質を内包するものとする。なお、主要な機器を含む施設・設備を運用するに当たって、一時的に生じる線源からの直接線及びスカイシャイン線による影響については、継続的なものではなく、また仮設遮蔽の設置などの運用により放射線影響の低減ができることから、上記の敷地境界線量の評価においては線源として取り扱う必要はないが、まとめ資料において敷地境界線

量への影響が十分小さいことを記載する。

### iii) 管理区域及び管理対象区域に関する図面

発電所全体図において管理区域及び管理対象区域を示すとともに、人が作業等により定常的に立ち入る施設については、汚染のおそれの有無の区分を施設の各階の平面図などで示す。なお、施設内の区域・区分が同一であり、発電所全体図で区域・区分を表現できる場合は施設の各階の平面図を省略することができる。

## (2) 添付書類

添付資料は、申請書本文に記載した施設・設備の安全設計や保安のための措置内容を補足する資料であり、例えば、要目表に記載された主要な機器に係る仕様の設定根拠説明書や、耐震及び強度に関する説明書、系統図・構造図・配置図、工事工程表などが該当する。添付書類の種類については、既認可の実施計画に添付されている書類や実用炉規則別表第二下欄を参考にして、変更申請の内容に応じて、関連する書類を添付する。なお、添付書類は申請書本文の補足資料であるため、添付書類の変更は、基本的には法第 64 条の 3 第 2 項に規定する「実施計画を変更しようとするとき」には該当しない<sup>3</sup>が、必要に応じて、東京電力から面談等において具体的な変更内容や基準適合性への影響を聴取する。

添付書類の記載内容について、過去の審査において整理した内容は以下のとおり。

### a) 耐震性に関する説明書

耐震 S クラス及び耐震 B<sup>+</sup>クラスの施設・設備並びにそれらに波及的影響を及ぼす施設・設備（別紙 7 の現実的な緩和対策として耐震性を期待する建屋等の施設を含む）については、申請書本文に記載する耐震設計に係る基本方針書の技術的根拠として、耐震計算書を添付する。耐震計算書に記載する内容としては、「耐震設計に係る設工認審査ガイド」（平成 25 年 6 月原子力規制委員会）や「発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド」（平成 25 年 6 月原子力規制委員会）を参考に、使用材料及び材料定数、荷重及び荷重の組合せ、許容限界、地震応答解析並びに構造設計手法などを示した上で、耐震クラスに応じた適切な設計用地震力に十分耐えられる設計であることを記載する。

## (3) 新旧比較表

法第 64 条の 3 第 2 項は認可された実施計画を変更しようとするものことから、新旧比較表において、実施計画本文及び添付書類の変更前と変更後とを対照しやすいように記載するとともに、当該変更の理由を分かるよう付記する。

## (4) まとめ資料

<sup>3</sup> 「添付書類の変更」が直ちに「実施計画変更認可申請の不要」となるものではなく、実際の審査においては、具体的な変更内容や基準適合性への影響等を踏まえ、申請書本文である「基本的な設計」などの変更にかどうかを個別に判断する。

まとめ資料とは、申請書本文及び添付書類、それら記載の技術的根拠となる詳細な考え方や文献・数式等の内容について、審査の基準である「措置を講ずべき事項」の条項毎に適合性を網羅的に整理し、まとめた資料のことである。

まとめ資料において適合性を記載する「措置を講ずべき事項」の条項は、申請内容に関連する条項とし、その選定フローは別紙5のとおり。具体的には、措置を講ずべき事項の当該条項への適合性に関する申請書本文記載事項に変更がある条項（別紙5の○を指す）又は申請書本文記載事項に変更はないが新たに設置する機器若しくは改造する機器等について既認可の申請書本文に記載された設計方針への適合性を確認する必要がある条項（別紙5の△を指す）に関して、まとめ資料を作成する。例えば、措置を講ずべき事項「VIII. 実施計画に係る検査の受検」でいうと、当該条項に関連する申請書本文の記載は「確認事項」であるため、「確認事項」の記載が変更になる場合（○）や記載の変更はないが新たな配管の設置により当該配管について検査を受検する必要がある場合（△）は、まとめ資料において「VIII. 実施計画に係る検査の受検」への適合性を記載する。措置を講ずべき事項の各条項が、上記の「○」や「△」に当たるかどうかは審査範囲を定める上で重要であるため、審査の初期段階において、措置を講ずべき事項の全条項に対して、理由や根拠を確認した上で「○」や「△」となる条項を整理する。

まとめ資料には、措置を講ずべき事項の条項毎に少なくとも以下の内容を含めて記載する。なお、審査を効果的・効率的に進める観点から、前回の審査面談からの変更箇所は、赤字・見消にするなど分かりやすく記載する。

- a) 要求事項：措置を講ずべき事項の要求事項を記載する。
- b) 適合方針：a)の要求事項に対する基準適合性を簡潔かつ網羅的に記載する。
- c) 対応方針：b)の適合方針を申請書本文及び添付書類のどの記載で担保しているか記載する。具体的には、関連する実施計画本文及び添付書類（新規・既存）を抜粋し、その上で、当該申請の適合方針を担保している箇所に下線などを記載し分かりやすく示す。なお、全ての記載が適合方針を担保している場合は、その旨を分かるように記載する。
- d) 具体的な設計及び措置：c)の対応方針を実現するための当該申請における具体的な設計及び措置内容を記載する。c)の対応方針毎に、当該申請に関して設計又は措置した具体的な内容を、技術的な根拠（各種文献・データ、計算式、モックアップ試験結果など）等を含めて記載し、記載レベルは、実施計画が詳細設計段階の申請（設計工事計画や保安規定）を含むことを踏まえ、概念的なものではなく、当該申請施設・設備に適用する具体的な設計や措置内容を記載する。なお、記載に当たっては、写真や図、根拠データの数字等を積極的に活用する。

また、具体的な設計（耐震設計や強度設計など）において解析コードを使用している場合は、バージョンを含めて許認可実績を整

理し、実績がない解析コードについては、その検証と妥当性確認の内容を記載する。

措置を講ずべき事項の各条項への適合性に直接関係ない申請概要（経緯や背景等を含む）や他の案件を含めた一連の活動の全体像（1つの活動に対して複数の変更認可申請をする場合など）は、措置を講ずべき事項Ⅰ章のまとめ資料に「参考情報」として記載するなど適切な箇所にその内容を記載する。

また、変更申請の内容が、既認可の施設・設備に影響を及ぼす可能性がある場合（例えば、配管ルートの変更によって既認可のポンプの容量や揚程が不足する場合や、ポンプの変更によって下流側の配管圧力が最高使用圧力を上回る場合）は、その影響を評価し、関連する条項のまとめ資料に、当該影響評価結果の内容を記載する。

なお、措置を講ずべき事項の各条項への適合性に直接関係ない設備の設計や運用（安全性向上のための自主的な取り組みなど）については、実作業や実運用との関係を踏まえ、必要に応じて、関連する条項のまとめ資料に「参考情報」としてその内容を記載する。

#### 4. 「措置を講ずべき事項」への適合性確認の方法について

実施計画の審査は、法第 64 条の 3 第 3 項に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当するかどうかを確認するものである。具体的な審査の基準は、原子力規制委員会が、法第 64 条の 2 第 2 項に基づき、1 F を特定原子力施設に指定した際に「措置を講ずべき事項」を示していることから、審査実務においては、これを用いている。

「措置を講ずべき事項」への適合性確認の方法として、過去の審査において用いた例は以下のとおり。

##### (1) 「I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置」関係

施設・設備を設置する際のリスク評価を行うに当たっては、「敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い、リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること」を求めている。1 F の施設・設備のうち非密封の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を取り扱う施設・設備の審査に当たっては、核燃料物質等について同様の取り扱いを行う使用施設等の審査基準である「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「使用許可基準規則」という。）及びその解釈を参考にしている。リスク評価に係る以下の使用許可基準規則各条文への対応状況の確認方法について、a)～c)のとおり整理した。

- ・使用許可基準規則第 1 条第 2 項第 4 号「安全上重要な施設」の選定
- ・使用許可基準規則第 22 条「設計評価事故」の選定・評価
- ・使用許可基準規則第 29 条「設計評価事故を超える事故」の選定・評価

なお、上記 3 つの条文への対応状況を確認する申請範囲は、当該規則本文及びその解釈において、「過度の放射線被ばくを及ぼすおそれ」を選定基準としており、その具体的な数字としては、「周辺監視区域周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5mSv を超えること」等していることから、申請施設・設備の安全機能が全喪失した際の公衆への被ばく評価結果が 5mSv を超える案件とする。具体的には、後述する別紙 7 における「インベントリに基づく評価」の結果が暫定 S クラスになる施設・設備に係る申請が対象となる。

##### a) 「安全上重要な施設」の選定

使用許可基準規則及びその解釈の要求事項を踏まえ、以下の 2 つを安全上重要な施設とする。なお、安全上重要な施設に選定された施設・設備については、使用許可基準規則に基づき、荷重の組合せ条件（第 11 条第 2 項）や単一故障時の機能維持（多重性等：第 16 条第 2 項）などの要求事項への対応状況も確認する。

- ▶ 安全機能喪失時に公衆への被ばく影響が 5mSv/事象を超える施設・設備【異常発生防止系（PS）】
- ▶ 設計評価事故時において、当該施設・設備による事故の防止・緩和機能に期待しているものであって、それら機能に期待しない場合の公衆への被ばく影響が 5mSv/事象を超える施設・設備【異常影響緩和系（MS）】

b) 「設計評価事故」の選定・評価

使用許可基準規則及びその解釈の要求事項を踏まえ、以下のとおりとする。

i) 起回事象 : 単一の外部又は内部事象を起回事象とする(従属事象を含む)。

起回事象は、設計範囲内で想定する外部事象(基準地震動や基準津波、爆発等)や内部事象(供用期間中に予想される機器の動的な故障、誤動作、運転員の誤操作等)であり、極低頻度の事象(基準地震動超えの地震やコンクリート壁の劣化による崩壊等)は考慮する必要はない。なお、申請施設・設備が複数の運転モード等を有する場合は、それらを考慮する。

ii) 評価条件 : 動的機器の単一故障を仮定する。

※使用許可基準規則第16条第2項において要求される「安全上重要な施設」の多重性等の設備要求が適切に実施されているかを本評価で確認する。

iii) 判断基準値 : 5mSv/事象。なお、自然現象等の共通要因で同時に発生する事象については合計値で評価する。

c) 「設計評価事故を超える事故」の選定・評価

使用許可基準規則及びその解釈の要求事項を踏まえ、以下のとおりとする。

i) 起回事象 : 原則として、設計評価事故の起回事象+単一の内部事象を起回事象とする(従属事象を含む)。

単一の内部事象としては、設計評価事故の影響範囲内にある施設・設備の動的な故障や誤動作、運転員の誤操作等を考慮すれば良く、影響範囲外での独立した偶発的な内部事象は考慮する必要はない。

なお、原則として、設計評価事故を超える事故は設計評価事故の延長上で検討すれば良いが、この場合、極低頻度かつ高影響事象(基準地震動超えの地震など)が見逃される可能性が否定できないため、設計評価事故の起回事象の選定にかかる裕度の再確認等に留意する必要がある。

ii) 評価条件 : 設計評価事故の評価条件に加えての、追加的な単一故障の仮定は必要ない。

iii) 判断基準値 : 放出量がCs137換算で100TBq/事象

※設計評価事故を超える事象は、使用許可基準規則の解釈に記載されているように5mSv/事象を超える事象であるため、当該解釈に示される再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を参考に、Cs137換算で100TBq/事象を判断基準値として使用する。

- iv) その他 : 使用許可基準規則において「当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない」とあることから、単に判断基準値を満たせば良いというだけではなく、公衆等への被ばく影響をできる限り軽減するための対策が合理的に実施されるかも併せて確認する。当該確認においては、対策の実現可能性を判断する観点から、必要に応じて、体制やアクセスルート、操作の確実性等を確認する。

## (2) 「Ⅱ. 6. 電源の確保」関係

「重要度の特に高い安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器」については、外部電源（電力系統）に加え、非常用所内電源からも電力の供給を受けられるよう設計することを求めている。当該要求事項を踏まえ、非密封の核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物を取り扱う施設・設備に対する非常用電源設備の設置要否及び具体的要件について、使用許可基準規則及びその解釈等の要求事項を参考に、以下のとおり整理した。

### a) 設置要否

措置を講ずべき事項における「重要度の特に高い安全機能や監視機能」の1つとして、非密封の核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物を取り扱う施設・設備の放射性物質の閉じ込め機能やその監視機能を位置づけ、当該施設・設備の潜在的放射線リスクや供用期間、外部電源喪失時の機動的対応等も考慮した具体的な非常用電源設備の設置要否は以下のとおり。また、この設置要否のフローを別紙6に示す。

#### i) 耐震Sクラス及び耐震B<sup>+</sup>クラスの施設・設備

非常用電源設備（常設）の設置が必要。

なお、既設の非常用母線からの給電も「非常用電源設備（常設）の設置」と見なすことができる。

#### ii) 耐震Bクラスの施設・設備

非常用電源設備（常設）の設置又は非常用電源設備（可搬）から給電できることが必要。

#### iii) 耐震Cクラスの施設・設備

非常用電源設備（常設又は可搬）の設置は求めないが、一定期間後に放射性物質の閉じ込め機能等を復旧するための手順等を整備することが必要。

### b) 非常用電源設備の具体的要件

#### i) 耐震Sクラス及び耐震B<sup>+</sup>クラスの施設・設備

台数：1台以上

※措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ⑧信頼性に対する設計上の考慮」において「重要度の特に高い安全機能を有するべき系統」に対して求めている「多重性又は多様性」の適用に当たっては、個別に

審査することになるが、基本的には、非常用電源設備の機能喪失時の影響等を考慮し、非常用電源設備が耐震Sクラスの場合に「多重性又は多様性」が必要と考えられる。

容量：以下の機能を7日間維持する容量

- ・放射線監視設備
- ・換気空調設備（グローブボックスの換気設備等）
- ・火災等の警報設備、緊急通信・連絡設備、非常用照明 等

耐震クラス：給電先設備と同じ耐震クラス

ii) 耐震Bクラスの施設・設備

「非常用電源設備（可搬）から給電できること」とは、機動的対応の一環として準備している可搬型の電源車等を当該施設・設備に容易かつ確実に接続でき、給電できることをいう。

iii) 耐震Cクラスの施設・設備

「一定期間後に放射性物質の閉じ込め機能等を復旧するための手順等を整備すること」とは、実施計画第Ⅲ章「特定原子力施設の保安」に定められた措置の一環として、復旧体制や手順等を整備することをいう。

(3) 「Ⅱ. 10. 放射性気体廃棄物の処理・管理」関係

放射性気体廃棄物については、「適切に処理・管理を行うことにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること」を求めている。1Fの施設・設備のうち非密封の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を取り扱う施設・設備の審査に当たっては、使用許可基準規則第2条（閉じ込めの機能）及びその解釈を参考に、区画（ダスト取扱エリア・ダスト管理エリア・通常エリア・非管理エリア）の設定、区画に応じた負圧管理、他区画への漏えい・逆流の防止措置等が適切に実施されるかを確認する。なお、ある区画から別の区画への物の移動や人の出入りのために境界を物理的に維持することができない場合や困難な場合などは、それぞれの区画における放射性物質濃度や放射線量などを確認した上で、境界の開放による安全上リスクが有意に変化しないことを確認し開放するなどの運用措置によって当該要求事項への適合性を説明することも認められる。

(4) 「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等」関係

敷地境界線量については、「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量を1mSv/年未満とすること」を求めている。この評価において対象となるのは、発災以降の廃炉作業等に伴い発生する、敷地内の汚染水タンクや瓦礫から放出される放射線及び原子炉建屋等から放出される気体や適切な管理のもと海洋に放出される液体に含まれる放射性物質であり、事故時に放出された環境中に残存している放射性物質や事故

故障等により漏えいした放射性物質は対象にならない<sup>4</sup>。なお、当該評価の対象とならないものについても、特定原子力施設から環境中に放出されるものについては、「大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること」を求めていることから、例えば、排水路の水の放射性物質濃度の低減対策等は継続的に実施する必要がある。

(5) 「Ⅱ. 14. ②自然現象に対する設計上の考慮」関係

施設・設備については、「その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計」とすることを求めている。当該要求事項を踏まえ、1 Fにおける耐震クラス分類と地震動の適用の考え方を別紙7に示す<sup>5</sup>。

また、別紙7に関する補足事項は以下のとおり。

- a) 別紙7は、新たな施設や設備を設置する場合を念頭に定めたものであり、既設の施設や設備を改造等する場合は、改造等に係る部分を含めた系統全体として運転状態や安全機能などを考慮した上で具体的な耐震クラス分類と適用する地震動を決める必要がある。例えば、ある安全機能を有する1つの系統を、複数回に分割して改造等行う場合は、それぞれ分割工事毎に耐震クラスを決めると、工事範囲に含まれるインベントリが小さく見積もられ、系統全体としての本来の耐震クラスより低く設定される可能性があることに留意する必要がある。
- b) 別紙7（ロ）に規定する「1日当たりの計画線量限度」とは、東京電力において施設や設備の復旧作業時に適用する1日当たりの計画線量のことをいう。なお、特段定めがない場合は5mSv/日を目安とする。
- c) 別紙7（ハ）に規定する「運転の継続に必要な機能の維持」とは、地震による施設や設備の故障により当該施設等が運転できないことによる1 F全体としてのリスク低減活動への影響が大きい施設等を対象として、地震（1/2Ss450）後に当該施設等が運転できるよう機能を維持することをいう。これには、ポンプ等の動的機器については、地震力に直接耐えられるよう設計するほか、地震後に当該施設等の機能を速やかに復旧し運転を継続できるように予備品を確保する措置なども含まれる。
- d) 別紙7（ト）に規定する「Ss900 に対して、海洋に流出するおそれのない設計」とは、液体放射性物質を内包する設備について Ss900 に対して耐震性を維持することを求めているものではなく、当該設備が地震によって損傷し、内包する液体が漏えいした場合でも、排水路等を経由して液体が海洋に流出しないことを求めたものである。例えば、建屋を頑健にすること

<sup>4</sup> 平成27年度第1回原子力規制委員会（平成27年4月1日開催）資料2参照  
(<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA001000553?contents=NRA001000553-002-003#pdf=NRA001000553-002-003>)

<sup>5</sup> 令和4年度第51回原子力規制委員会（令和4年11月16日開催）資料3参照  
(<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA001001081?contents=NRA001001081-002-004#pdf=NRA001001081-002-004>)

で建屋外への漏えいを防止する設計や建屋外に漏えいしても排水路と十分な離隔距離を確保し排水路に流入しない設計、又は漏えいの早期検知やその後の回収作業などの機動的対応により海洋への流出を防止する措置などが考えられる。

(6) 「Ⅱ. 14. ⑧信頼性に対する設計上の考慮」関係

施設・設備については、「十分に高い信頼性を確保」することを求めている。

1 Fにおいては使用済燃料の構内輸送以外にも、燃料デブリや水処理二次廃棄物など高インベントリの廃棄物等を容器に入れた状態で取り扱う機会が多いことから、放射性物質を内包する容器を取り扱う設備の落下防止対策の信頼性について、以下のとおり整理した。

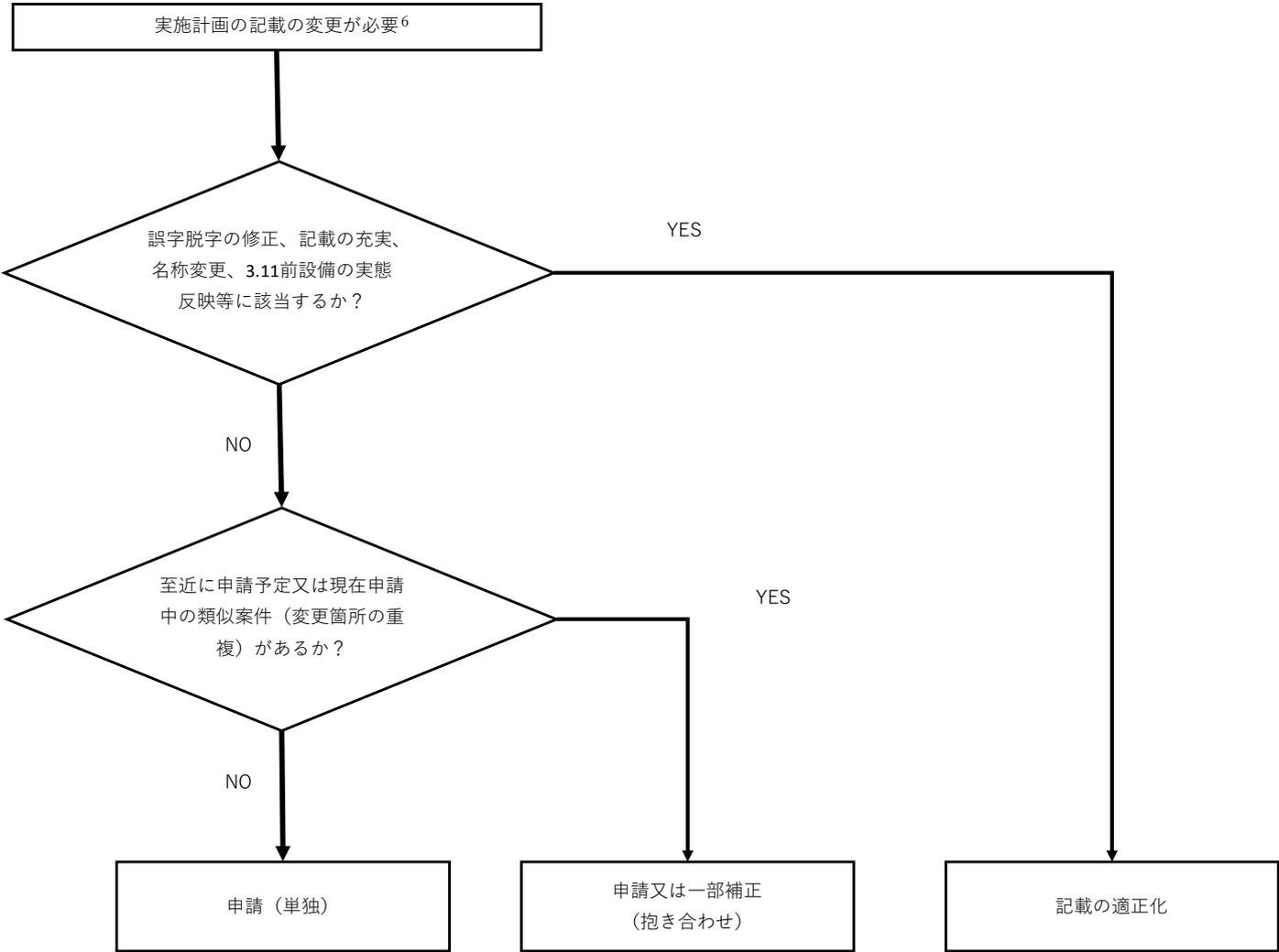
放射性物質を内包する容器を取り扱う設備の落下防止対策の信頼性について、ワイヤーの二重化や電源喪失時の保持機能の維持などの設備面に加え、各種インターロックなどの運用面も確認する。特に、使用済燃料集合体一体以上のインベントリ（目安は PBq 以上）を内包する容器を取り扱う設備であって、仮設又は作業用など信頼性が低い設備については、措置を講ずべき事項「Ⅱ. 5. 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理」に規定されている「落下時の影響緩和措置」の必要性を検討するために、当該容器が落下した場合の公衆への被ばく影響評価及び復旧作業の実現可能性に係る評価も確認する。なお、復旧作業の実現可能性に係る評価には、復旧作業に必要な体制や資機材の有無、アクセスルートの構築や作業員の被ばく量等を考慮する必要があるが、必ずしも詳細かつ定量的な評価まで求めるものではない。

## 5. 参考資料

過去の審査において参考にした他施設の主な規制資料は以下のとおり。

- ① 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈
- ② 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈
- ③ 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド
- ④ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第一・第二
- ⑤ 発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド
- ⑥ 耐震設計に係る設工認審査ガイド
- ⑦ 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準

実施計画変更認可申請の要否及び方法に関する判断フロー

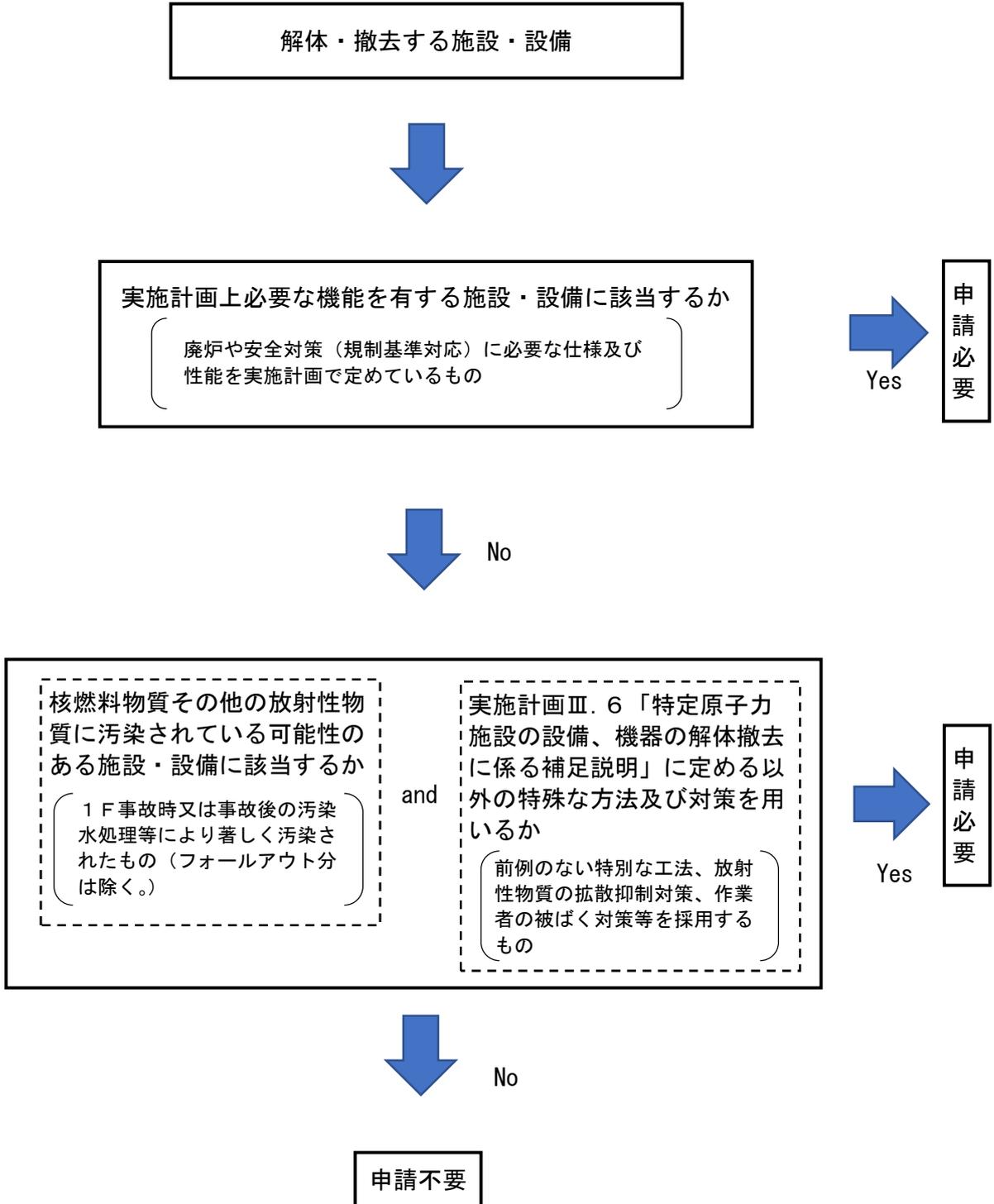


<判断フローの補足>

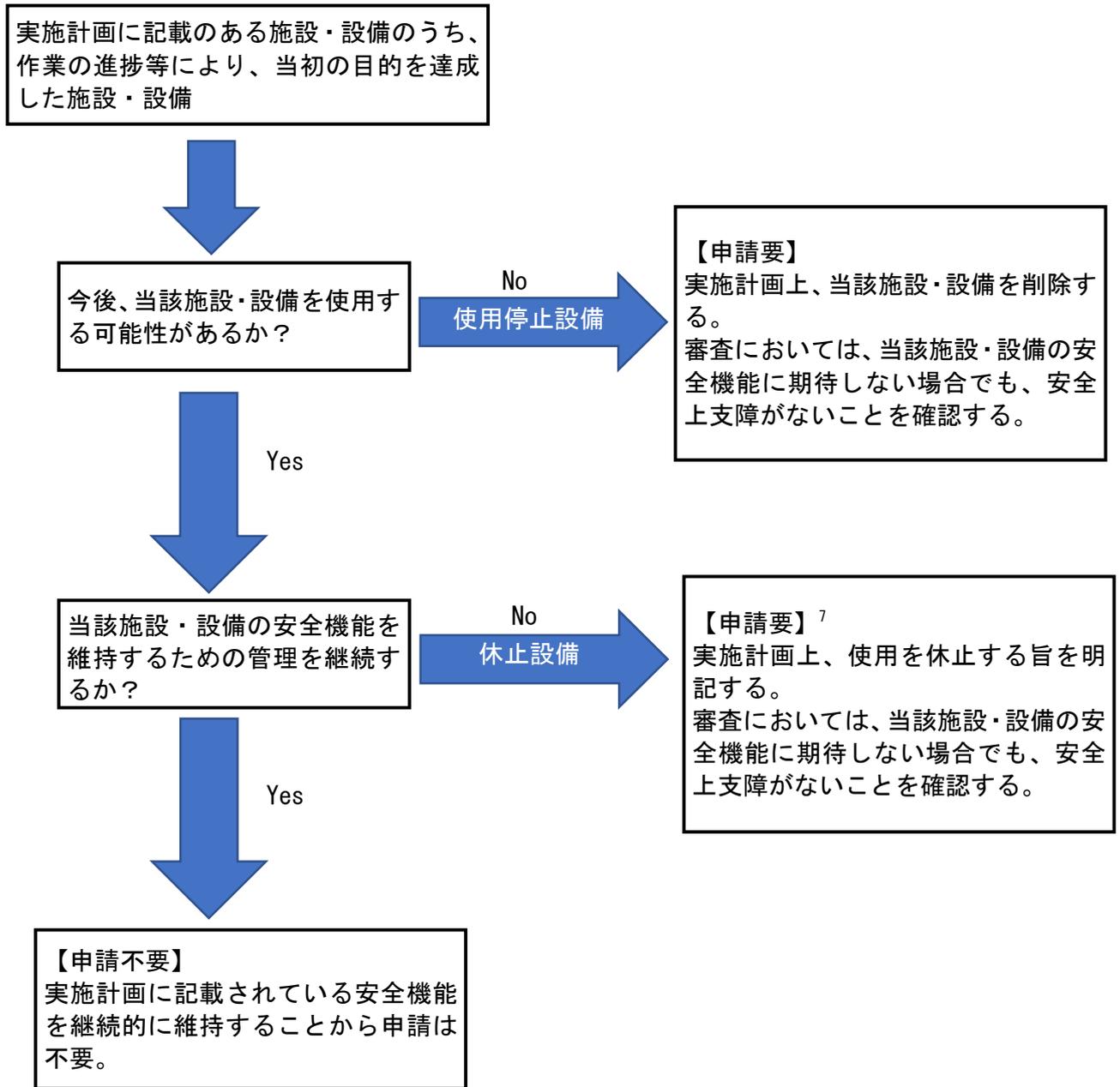
- 記載の充実： 他の類似の審査案件を踏まえ並びの関係で記載の充実を行うもの
- 名称変更： 東京電力としての呼び名の変更や法令・規格基準の名称変更（JIS番号の変更を含む）など
- 3.11前設備実態反映： 3.11前に使用していたが、現行の実施計画その機能を期待していない設備の解体・撤去（前例がある解体・撤去方法に限る）など
- 等： 実施計画の番号の変更に伴う反映や法令改正の反映（条ズレ）など
- 申請又は一部補正(抱き合わせ)： 申請予定案件に当該変更を含めて申請すること又は申請中案件に当該変更を含める一部補正をすること

<sup>6</sup> 実施計画に既に記載されている文言を変更する場合のみならず、新たに主要な機器を設置する場合や新知見等であって実施計画に記載することが必要と判断される場合を含む。

施設・設備の解体・撤去に係る実施計画変更認可申請要否フロー

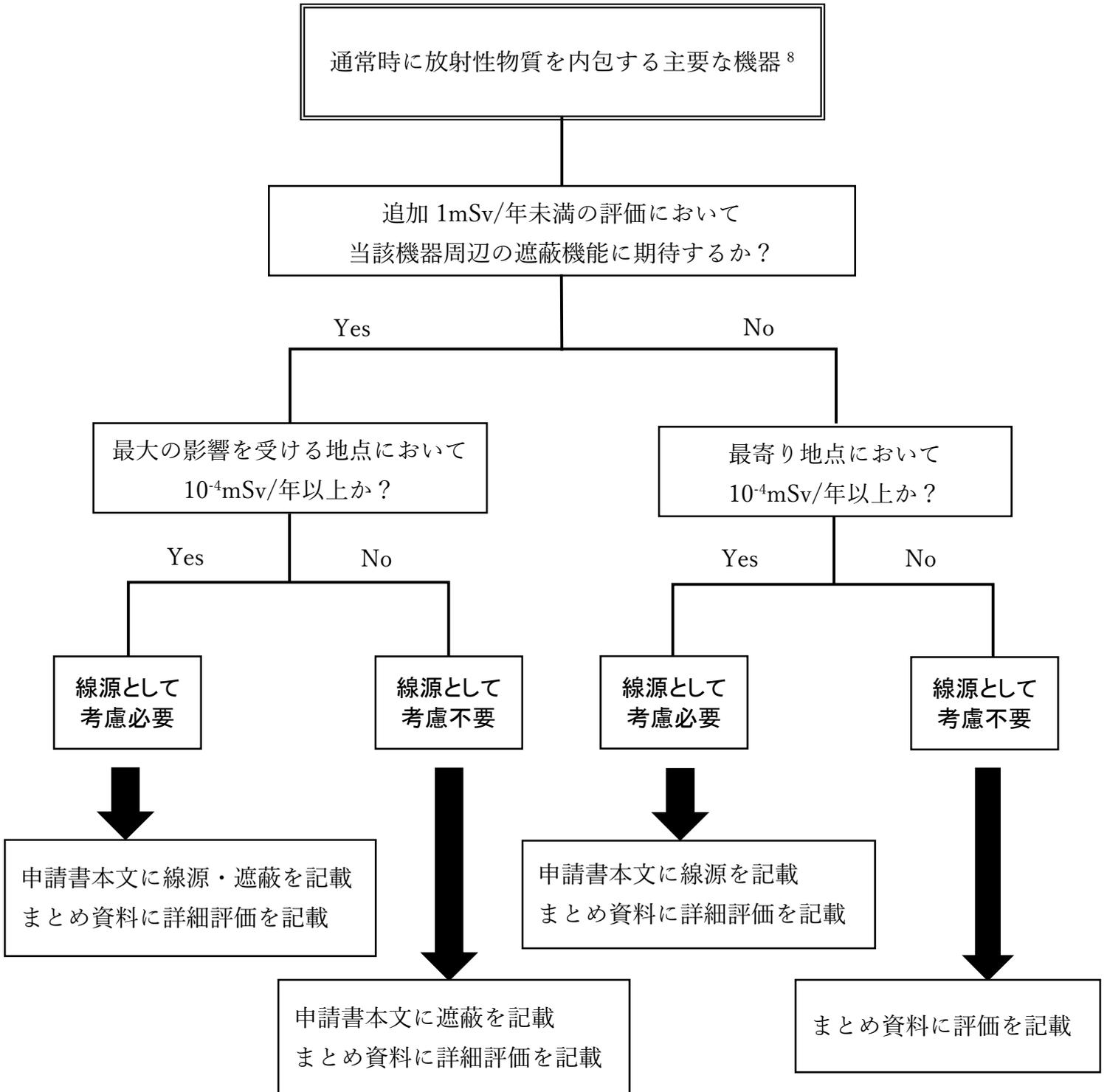


使用停止設備や休止設備に係る申請手続フロー



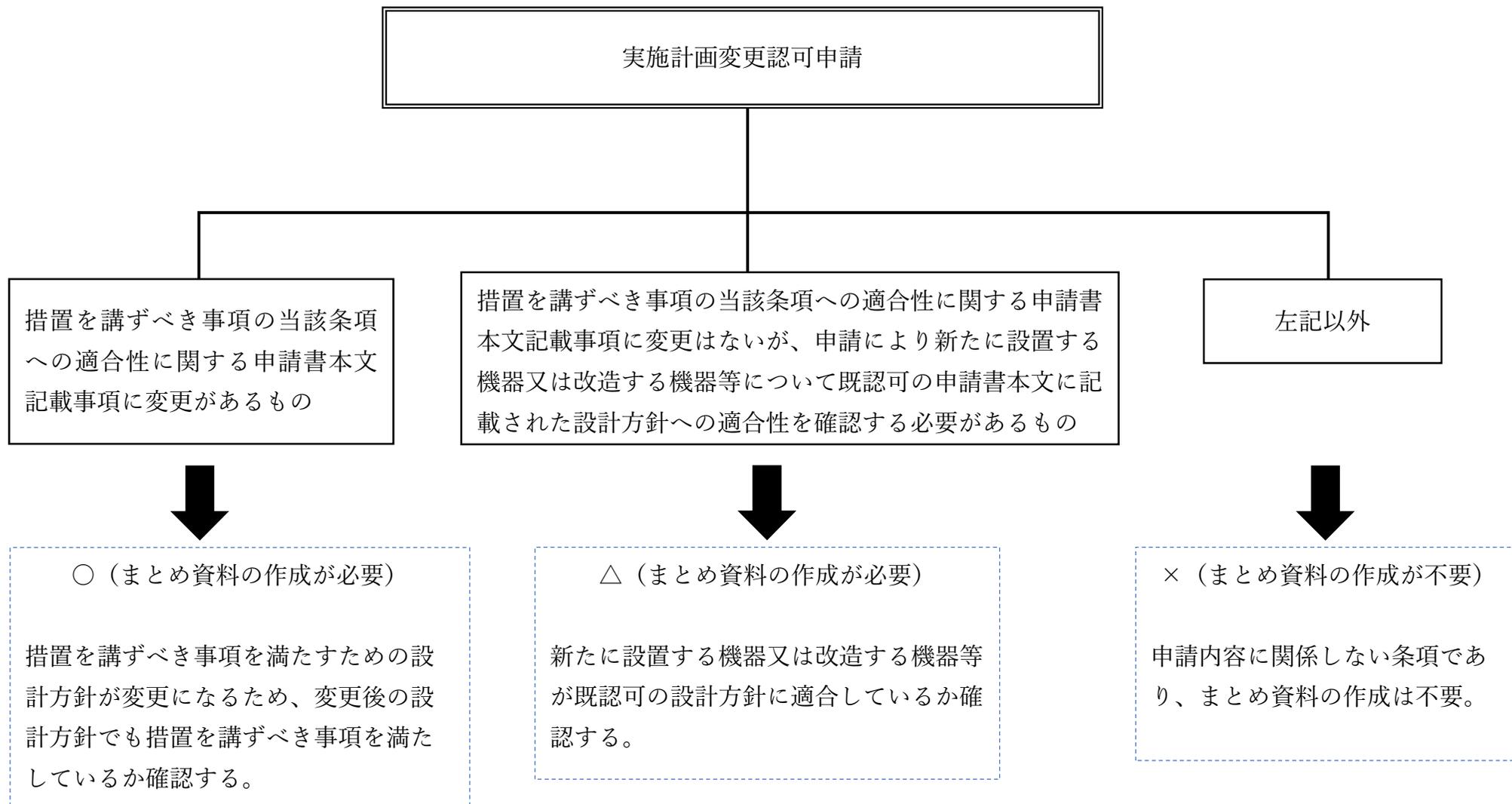
7 休止期間や復旧時間が短い場合などは審査ではなく検査において確認する場合がある。例えば、放射性液体廃棄物の処理装置では、一時的に系統から隔離した上で水抜き・乾燥する場合であって、速やかに復旧可能な状態で管理する場合は、検査において、保管・管理方法の適切性や復旧時の点検の適切性などを確認する。

直接線及びスカイシャイン線による追加 1mSv/年未満の  
線量評価において考慮する線源の記載方法



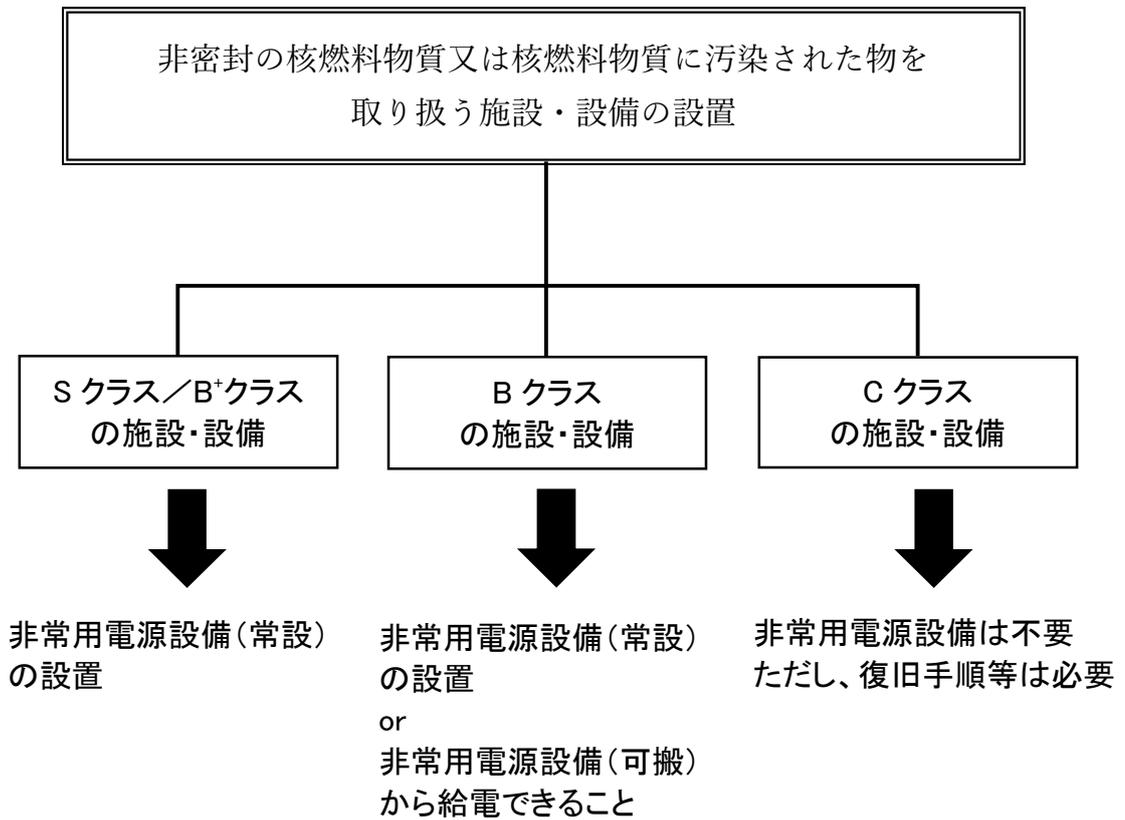
8 ポンプや配管など流路上の機器は、内包する液体の容量や敷地境界との距離等の関係によりタンク類で代表できる場合は、それら機器からの個別の線量評価は不要である。

まとめ資料を作成する「措置を講ずべき事項」の条項の選定フロー



【留意事項】 審査範囲を定める上で重要であるため、審査の初期段階において、措置を講ずべき事項の全条項に対して「○」「△」「×」の分類やその理由・根拠を整理する。

非密封の核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物を  
取り扱う施設・設備に対する非常用電源設備の設置要否フロー

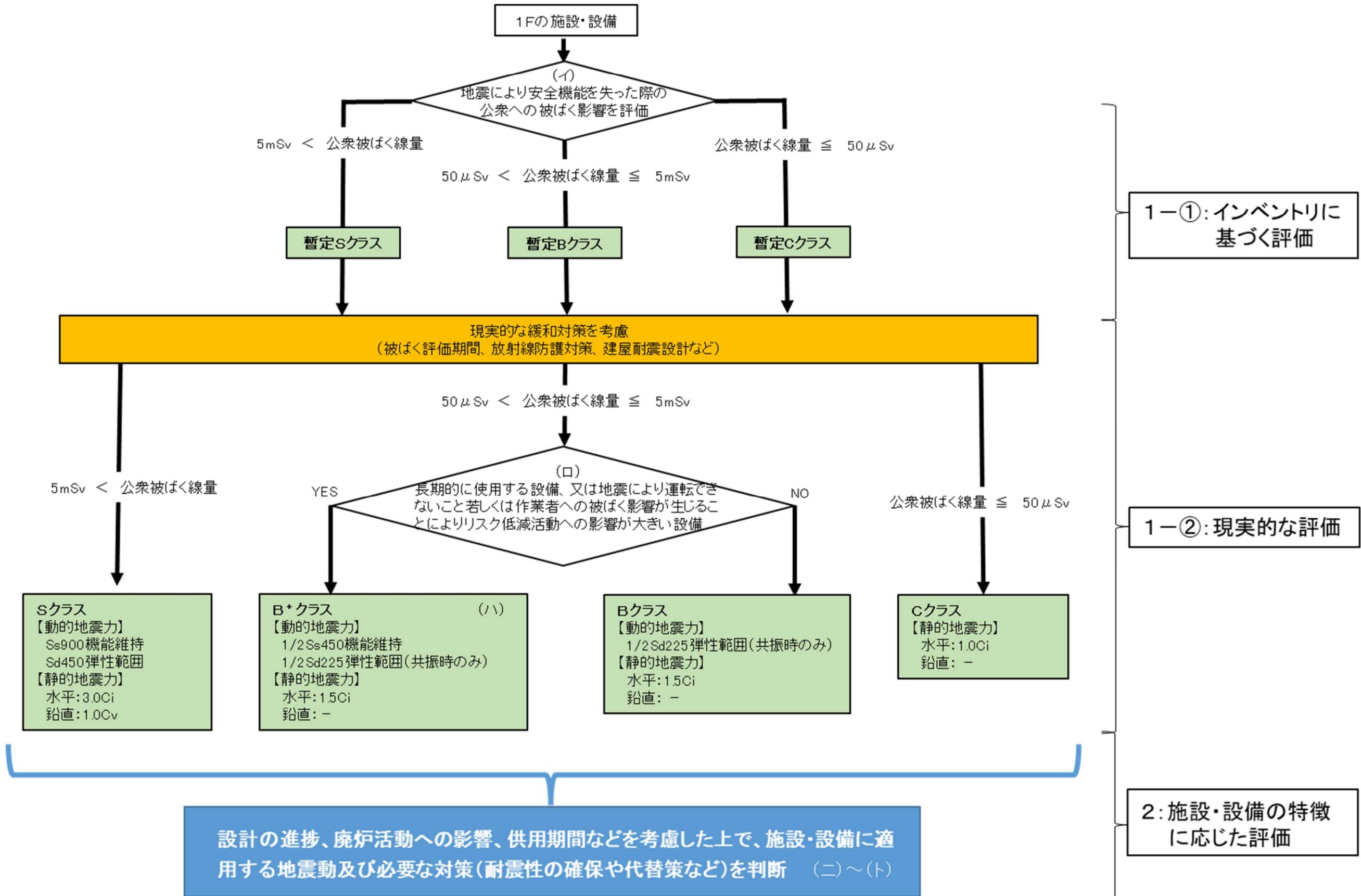


## 東京電力福島第一原子力発電所における 耐震クラス分類と地震動の適用の考え方

東京電力福島第一原子力発電所の施設・設備の耐震評価においては、以下の2つを考慮して適用する地震動を設定するとともに、必要に応じて求める対策を判断する。

- ①耐震クラス分類(S、B<sup>+</sup>、B、C)
- ②設計の進捗、廃炉活動への影響、供用期間 等

耐震クラス分類と施設・設備の特徴に応じた地震動の設定及び必要な対策を判断する流れ



#### 【(イ)： 地震により安全機能を失った際の公衆被ばく影響】

- 核燃料施設等の耐震クラス分類を参考にして、地震による安全機能喪失時の公衆被ばく線量により、S、B、Cを分類する。液体放射性物質を内包する施設・設備にあっては、液体の海洋への流出のおそれのない設計を前提とした線量評価によるものとする。

#### 【(ロ)： 通常のBクラスよりも高い耐震性が求められるB<sup>+</sup>クラスの対象設備の要件】

- 「運転できないこと若しくは作業員への被ばく影響が生じることによりリスク低減活動への影響が大きい設備」の具体例は以下のとおり。
  - ・ 建屋滞留水・多核種除去設備などの水処理設備、使用済燃料をプールからより安定性の高い乾式キャスクへ移動させるために必要な燃料取出設備等。
  - ・ 閉じ込め・遮へい機能喪失時の復旧作業における従事者被ばく線量が1日当たりの計画線量限度を超える設備等。

#### 【(ハ)： B<sup>+</sup>クラスの1/2Ss450機能維持】

- 1/2Ss450に対して、運転の継続に必要な機能の維持や閉じ込め・遮へい機能の維持を求める。
- 令和4年3月16日の福島県沖地震の地震動が1/2Ss450を上回った周期帯に固有振動数を有する施設・設備は、当該地震動による施設・設備の機能への影響を評価する。

#### 【(ニ)： 耐震性の確保】

- 地震力の算定に際しては、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせる。

#### 【(ホ)： 耐震性の確保に対する代替策】

- 耐震性の確保の代替策として、耐震性の不足に起因するリスクを早期に低減させるための対策を講ずるとしてもよい。具体例は以下のとおり。  
例：中低濃度タンクや吸着塔一時保管施設等の耐震性の不足に起因するリスクを早期に低減させる対策として、耐震性の高い建屋やタンクへの移替え及び移管、スラリー安定化処理設備や海洋放出設備による処理等を早期に行うことを想定。

#### 【(ヘ)： 上位クラスへの波及的影響】

- 上位クラスへの波及的影響がある場合、原則上位クラスに応じた地震動を念頭に置くが、耐震クラス分類の考え方と同様に、下位クラスによる波及的影響を起因とする敷地周辺の公衆被ばく線量も勘案し、適切な地震動を設定する。

#### 【(ト)： 液体放射性物質を内包する設備】

- 多核種除去設備等で処理する前の液体等、放出による外部への影響が大きい液体を内包する設備については、Ss900に対して、海洋に流出するおそれのない設計とすることを求める（滞留水が存在する建屋、ALPS処理前の水や濃縮廃液を貯留するタンクの堰等）。これ以外の液体を内包する設備については、上位クラスの地震動に対する閉じ込め機能の確保又は漏えい時の影響緩和対策を求める\*。

\*：設備自体を耐震CクラスからBクラスに格上げ、周囲の堰等に上位クラスの地震動に対して閉じ込め機能を維持する、漏えい時に仮設ホースによる排水等の機動的対応を講ずる等により、海洋への流出を緩和する措置を想定。